

第3章 防 災 組 織

第1節 石油コンビナート等防災本部

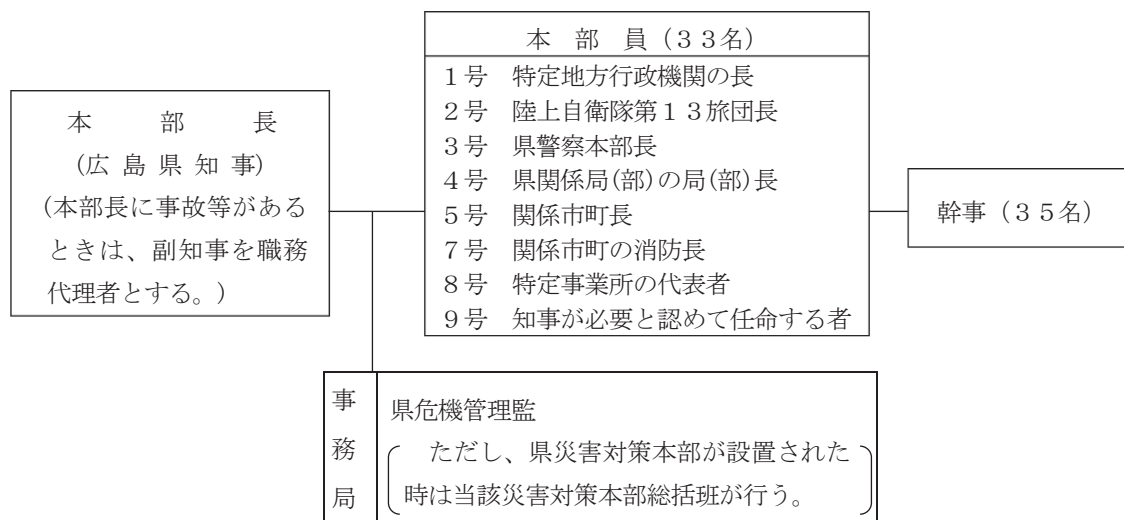
[大竹地区編] 広島県石油コンビナート等防災本部

石油コンビナート等災害防止法に基づき、広島県に広島県石油コンビナート等防災本部（以下本編において「防災本部」という。）を設置する。

防災本部の組織及び所掌事務は次に定めるところによる。

第1項 組 織

防災本部の組織は次のとおりである。



第2項 所掌事務

防災本部の所掌事務は次のとおりである。

- 1 災害時における事務
 - (1) 防災に関する情報を収集し、これを関係者に伝達すること。
 - (2) 関係機関及び特定事業所がこの計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと。
 - (3) 山口県石油コンビナート等防災本部との連絡調整を行うこと。
 - (4) 広島県石油コンビナート等現地防災本部（以下本編において「現地本部」という。）に対して災害応急対策の実施に関し必要な指示を行うこと。
 - (5) 関係特定地方行政機関を除く国の行政機関及び他の都道府県との連絡を行うこと。
 - (6) その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進すること。
- 2 平常時における事務
 - (1) 防災に関する調査研究を推進すること。
 - (2) 防災に関する情報を収集し、これを関係者に伝達すること。
 - (3) その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進すること。

第3項 その他

関係機関は、災害が発生又は異常現象が発生した場合の通報及び情報収集・提供体制の整備から住民への広報・避難対策までの初動におけるマニュアル等を定めておく。

[岩国・和木地区編] 山口県石油コンビナート等防災本部

山口県石油コンビナート等防災本部（以下本編において「防災本部」という。）の組織及び所掌事務は次のとおりである。

第1項 組織

- (1) 本部長 山口県知事（本部長代理、山口県副知事）
- (2) 本部員
 - ア 特定地方行政機関の長又はその指名する職員
 - イ 陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
 - ウ 県警察本部長
 - エ 知事の部内の職員（知事指名）
 - オ 特別防災区域が所在する市町長
 - カ 特別防災区域が所在する市町の消防長
 - キ 指定市町の長
 - ク 指定市町の消防長
 - ケ 特定事業者の代表
 - コ 知事が必要と認めて任命する者
- (3) 専門員 必要に応じて知事が任命する者
- (4) 幹事 本部員の属する機関又は特定事業所の職員（知事任命）
- (5) 構成 資料編参照

第2項 所掌事務

- (1) 防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 防災に関する調査研究を推進すること。
- (3) 防災に関する情報を収集し、これを関係者に伝達すること。
- (4) 災害が発生した場合において、関係特定地方行政機関、関係市町、関係公共機関、県の区域内の公共的団体及び県の区域内の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者その他当該特別防災区域内の防災上重要な施設の管理者が防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び復旧に係る連絡調整を行うこと。
- (5) 広島県石油コンビナート等防災本部との連絡調整を行うこと。
- (6) 山口県石油コンビナート等現地防災本部に対して、災害応急対策の実施に関し必要な指示を行うこと。
- (7) 災害が発生した場合において、国の行政機関（関係特定地方行政機関を除く）との連絡を行い、及び他の都道府県との連絡調整を行うこと。
- (8) その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進すること。

第3項 設置場所

山口県総務部消防保安課

第2節 関係機関の組織及び動員計画

関係機関は、特別防災区域に係る災害に対処するため、それぞれの所掌する事務又は業務が的確かつ円滑に実施できるよう必要な防災組織を整備し、所要要員の動員及び配備体制に万全を期するものとする。

防災組織の整備に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 組織の編成及び所掌事務を明確にし、常に現状に即したものに維持改善すること。
- (2) 責任体制、指揮命令系統を明確にし、要員を適正に配置すること。
- (3) 火災の種類、態様等に応じた動員、配置等の基準を定めること。
- (4) 夜間、休日等の連絡及び動員体制を整備すること。

第1項 特定地方行政機関

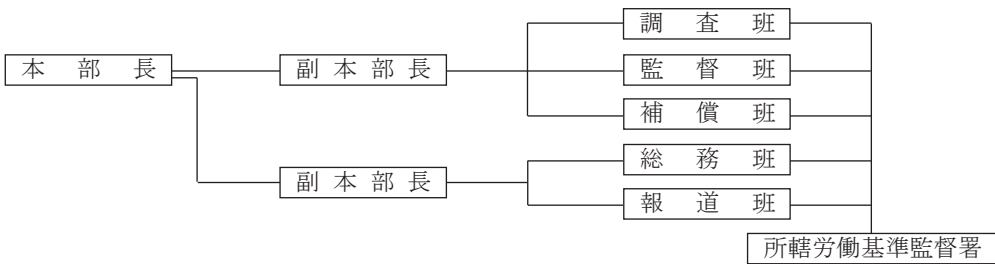
1 中国四国管区警察局

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて所要の体制により、これに対処するものとする。

2 広島労働局

災害発生等について把握した際は、重大災害発生時の緊急措置要綱に基づき災害調査班を被災現場に派遣し、災害発生状況等の調査を実施するとともに必要な対策を講ずるものとする。

また、必要に応じ災害対策本部設置要綱に基づき、次の組織を設置する。

災害対策本部の組織	 <pre> graph LR A[本部長] --- B[副本部長] A --- C[副本部長] B --- D[調査班] B --- E[監督班] B --- F[補償班] C --- G[総務班] C --- H[報道班] I[所轄労働基準監督署] --- J[調査班] I --- K[監督班] I --- L[補償班] I --- M[総務班] I --- N[報道班] </pre>	
同構成	本部長	局長
	副本部長	労働基準部長 総務部長
	本部員	
	調査員	班長 健康安全衛生課長 班員 主任地方産業安全専門官又は主任地方労働衛生専門官及び調査班長の指名する者
	監督班	班長 監督課長 班員 主任地方労働基準監察官及び監督班長の指名する者
	補償班	班長 労災補償課長 班員 労災管理調整官及び補償班長の指名する者
	総務班	班長 総務課長 班員 総務課長補佐及び総務班長の指名する者
	報道班	班長 雇用環境改善・均等推進監理官 班員 雇用環境・均等室長補佐及び報道班長の指名する者

3 山口労働局

重大な災害事故が発生した場合、災害対策本部（局に「局本部」、所轄労働基準監督署に「現地本部」）を設置し対処する。災害対策本部の構成は次のとおり。

局本部の構成及び業務分担

局 本 部 長	所 掌	
局 長	1	総指揮
	2	石油コンビナート等防災本部本部員・同現地本部員(注)
局 副 本 部 長	所 掌	
労働基準部長	1	局本部長補佐
	2	局本部長不在時の代理
	本 部 員	所 掌
	監 督 課 長	1 報道機関への対応（責任者） 2 現地本部との連絡調整 3 法令違反の検討
	健康安全課長	1 災害事故発生状況等の把握及びこれに伴う現地本部との連絡調整 2 災害減員救命等に関する現地本部との連絡調整 3 石油コンビナート等防災本部現地本部員代理（注） 4 災害情報の本省報告
	労災補償課長	1 労災補償対策、医療対策 2 事務局長補佐
	雇用環境・均等室長	1 報道機関への対応（副責任者）
	賃 金 室 長	1 局本部長特命事項
事 務 局 長	所 掌	
総 務 課 長	1	本部の庶務の統括に関すること
	2	災害対策の予算に関すること
	3	特別業務体制確立のための人、物、場所等の手配に関すること

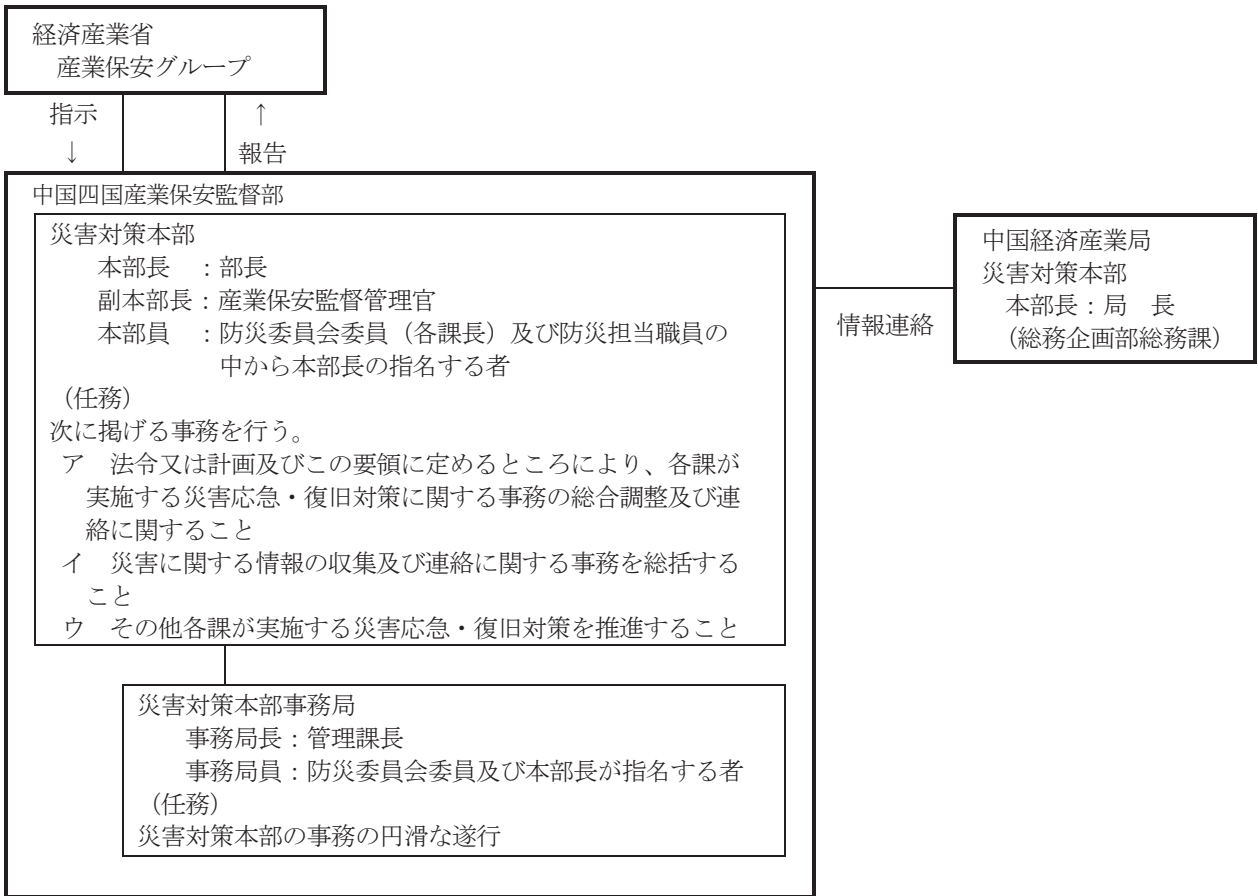
(注) 現地本部員は山口県石油コンビナート等防災計画又は岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画（岩国市及び和木町内における災害事故に限る）に基づく現地本部が設置された場合。

現地本部の構成及び業務分担

現 地 本 部 長	所 掌			
所 轄 署 長	1 現地本部の統括			
現 場 指 揮 責 任 者	所 掌	班 長	班 員	
業 務 担 当 監 察 監 督 官	1 災害調査及び司法捜査全体の指揮 2 関係者及び現地本部員の安全確保 3 現地本部長補佐	調 査 害 班	産業安全専門官（又は労働衛生専門官）又は所轄署安全衛生主務課長	所轄署安全衛生担当職員、応援職員等
		捜 査 法 班	所轄署副署長又は監督主務課長	所轄署司法業務担当職員、応援職員等
		補 償 災 班	所轄署労災課長	所轄署労災補償担当職員、応援職員等
現 地 連 絡 調 整	所 掌			
管 理 担 当 監 察 監 督 官	1 局本部との連絡調整統括			
	2 報道機関等との対応（原則として報道機関への発表等は局本部に一元化する。）			

4 中国四国産業保安監督部

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合等において、災害対策を円滑に実施するため、その所掌事務に係る災害応急・復旧対策を総合的に講じる必要があると認めるとき等には、災害対策本部を設置する。



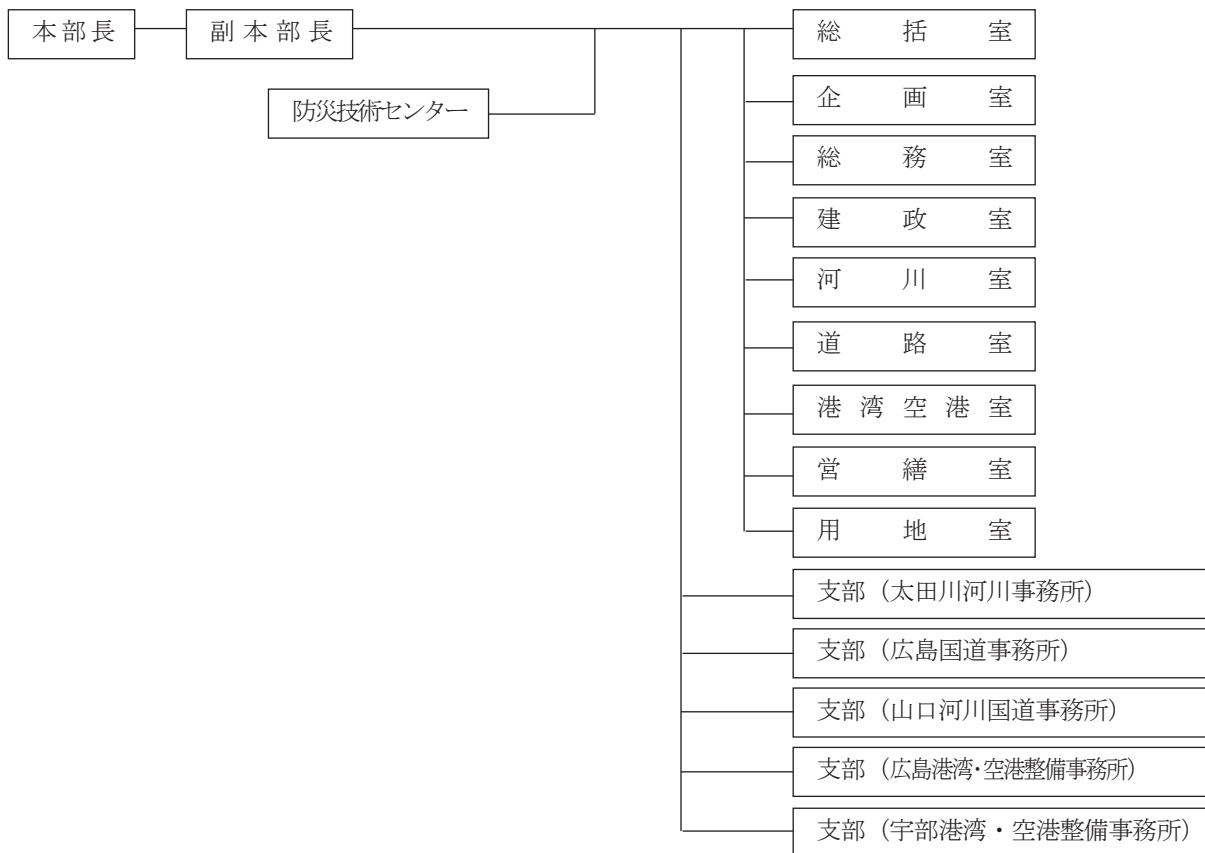
防災に関する事務の分掌（災害一般）

事項	担当課室
災害対策業務体制整備	本部体制 管理
防災業務検討体制	防災委員会 管理
情報連絡体制	部内各課間 自治体 関係省庁地方支部局 民間事業者等 対外広報 管理 関係各課、管理 関係各課、管理 関係各課 関係各課、管理
ライフライン	電力 都市ガス LPガス 熱供給 電力安全 保安 保安 保安
産業保安	高压ガス 石油コンビナート 火薬類 鉱山 保安 保安 保安 鉱山保安、鉱害防止
被災産業調査・支援	全体調整 個別対応 管理 関係各課
企業防災対策	全体調整 個別対応 管理 関係各課
防災訓練	管理

5 中国地方整備局

災害が発生した場合においては、必要に応じて当該所管事務所等が災害対策本部を設置し、災害の状況を調査するとともに、これに対処するものとする。

災害の発生の恐れのある場合及び災害が発生した場合、防災体制をとる。



6 第六管区海上保安本部

特別防災区域及びその周辺において海上に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その災害発生海域、災害の規模に応じ、広島海上保安部、岩国海上保安署又は第六管区海上保安本部において所要の体制で対処する。

なお、油等が著しく大量に排出された場合における排出油等の防除措置については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づいて海上保安庁長官が作成した瀬戸内海中部海域排出油等防除計画によって実施する。

第2項 自衛隊

災害派遣要請者からの要請に基づき、自衛隊の運用計画の定めるところにより、災害派遣部隊を編成して被災地に派遣し、必要な防災活動を実施するものとする。

第3項 県

1 広島県

広島県は、広島県災害対策運営要領に定めるところにより、次の体制で対処するものとする。

(1) 防災体制

特別防災区域内で災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合には、その状況により「注意体制」、
「警戒体制」及び「非常体制」の3体制に分けて災害応急対策を実施する。

体制	体制の概要
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> 消防保安課が主体的に、関係課、総務事務所（支所）及び関係地方機関とともに対応する。 業務内容は、主として情報収集及び連絡活動とする。
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理監が主体的に関係局（部）、総務事務所（支所）及び関係地方機関とともに対応する。 業務内容は、主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置とする。
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> 知事を本部長とする災害対策本部及び、地域危機管理監を支部長とする災害対策支部を設置して全庁的に対応する。 業務内容は、主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置とする。

(2) 各体制の設置判断基準

次の判断基準により各体制を執る。

体制	判断基準	体制の決定
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> 危険物、高圧ガス及び毒劇物（以下「危険物等」という。）の漏えい、火災又は爆発等の事故が発生又は発生のおそれがある場合であって、相当の被害が予想される時。 	消防保安課長が必要と認めたとき。
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 危険物等に係る次の事故で、県内の消防力等で対応が可能な場合 <ol style="list-style-type: none"> 多数の死傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき。 甚大な物的被害が生じたとき又はそのおそれがあるとき。 危険物等が公共用水域へ大量に流出したとき又はそのおそれがあるとき。 	危機管理監が必要と認めたとき。
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> 警戒体制の欄に掲げる事故が発生し、現に甚大な被害があつて拡大するおそれがあるとき、又は県内の消防力等のみでは対応できないと予測される時。 災害が特別防災区域を越えて、周辺地域へ拡大するおそれがある場合 	総合的な対策を講ずるため、特に知事が必要と認めたとき。

(3) 各体制における組織

各体制における関係機関は次のとおりとする。

区分	関係部署名	
	(本 庁)	(地方機関)
注意体制・警戒体制	危機管理監 交通対策担当 環境保全課 産業廃棄物対策課 薬務課 商工労働総務課 水産課 道路河川管理課 港湾振興課 都市計画課 都市環境整備課	(岩国・大竹地区災害時) 西部（総務事務所、厚生環境事務所・保健所、 農林水産事務所、建設事務所廿日市支所）
非常体制	全庁的体制とする。	

(4) 注意体制における応急対策

注意体制においては、次の業務のほか、災害の状況に応じて必要な防災活動を行う。

区 分		業 務
本 庁	消防保安課	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防関係機関、関係課及び総務事務所（支所）と情報交換を行う。 ● 把握した被害状況を取りまとめる。 ● 危機管理監等に把握した状況を報告する。 ● 課内の配備要員の増員その他体制の強化を行う。
	関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係地方機関等からの情報収集を行う。 ● 被害状況等を消防保安課に報告する。 ● 課内の配備要員の増員その他体制の強化を行う。
地方 機 関	総務事務所 （支所）	<ul style="list-style-type: none"> ● 所管区域内の被害状況等を取りまとめる。 ● 所管区域内の被害状況等を関係地方機関に情報提供する。 ● 必要に応じて消防保安課長に報告する。 ● 所内の配備要員の増員その他体制の強化を行う。
	関係地方機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 所管区域内の被害状況等を把握するとともに、市町等の防災関係機関からの情報収集を行う。 ● 被害状況等を総務事務所（支所）及び関係課に報告する。 ● 所内の配備要員の増員その他体制の強化を行う。

(5) 警戒体制における応急対策

警戒体制においては、次の業務のほか、災害の状況に応じて必要な防災活動を行う。

区 分		業 務
本 庁	危機管理監	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町・消防等の防災関係機関、関係課及び総務事務所（支所）と情報交換し、防災対策について協議する。 ● 各課等の被害状況を取りまとめる。 ● 関係課長及び地域危機管理監、関係地方機関の長に対して、防災体制及び防災対策について助言又は指示する。 ● 広島県石油コンビナート等防災本部構成機関との連絡及び調整を行う。 ● 被害状況等を知事及び副知事等に報告する。 ● 非常体制への移行を知事に進言する。 ● 監内の配備要員の増員その他体制の強化を行う。
	関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係地方機関等と情報交換し、防災対策について協議する。 ● 被害状況等を危機管理監に報告する。 ● 課内の配備要員の増員その他体制の強化を行う。
地方 機 関	総務事務所 （支所）	<ul style="list-style-type: none"> ● 所管区域内の被害状況等を取りまとめる。 ● 所管区域内の被害状況等を関係地方機関に情報提供する。 ● 必要に応じて、被害状況等を危機管理監に報告する。 ● 必要に応じて、関係地方機関による応急対策実施を総合調整する。 ● 所内の配備要員の増員その他体制の強化を行う。
	関係地方機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 所管区域内の被害状況等を把握するとともに、市町等の防災関係機関からの情報収集を行う。 ● 被害状況等を総務事務所（支所）及び関係課に報告する。 ● 所内の配備要員の増員その他体制の強化を行う。

(6) 非常体制における応急対策

非常体制においては、「広島県災害対策運営要領」による災害対策本部を設置し、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、広島県石油コンビナート等防災本部及び広島県防災会議と密接な連携のもとに災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

区 分	役 割
本部長（知事）	災害対策本部の事務を統括し、本部職員を指揮監督する。
副本部長（危機管理監担当副知事）	本部長を補佐する。
総括部長・事務局長（危機管理監）	<ul style="list-style-type: none"> ● 本部長及び副本部長を補佐し、必要な防災対策及び防災体制について進言する。 ● 災害対策を総括指揮する。 ● 災害対策本部事務局の事務を総括する。 ● 災害応急対策に係る防災関係機関との調整を行う。 ● 防災関係機関との合同対策会議を開催する。 ● 状況に応じて、災害対策本部・支部体制を拡大又は縮小することができる。 ● 事案及び状況に応じて、危機管理センターで配備する班の数を増減することができる。 ● 効果的な応急対策を講じるため、状況に応じて関係実施部各班員をメンバーとしたチームを危機管理センターに設置することができる。
災害対策本部員（実施部部長）	本部長の命を受け、災害対策本部に設置する部の事務を総括する。
班 長	<ul style="list-style-type: none"> ● 部長の下、班の事務を総括する。 ● 副班長を定め、班員の処理すべき事務を指示する。
事務局班員	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務局総括班及び情報連絡班は、危機管理センターに配備して各班の分掌事務に従事する。 ● 事務局のその他の班は各執務室で各班の分掌事務に従事する。
実施部班員	<ul style="list-style-type: none"> ● 各執務室で各班の分掌事務に従事する。 ● 必要に応じて、危機管理センターに配備して、関係班間の応急対策の調整事務に従事する。 ● 「災害対策本部設置時の各種情報伝達経路等（別表9）」により、それぞれの分掌事務に関する災害情報の収集に努めるものとし、収集した情報は直ちに情報連絡班及びその他の関係班に伝達する。

2 山口県

(1) 防災体制の種類と基準

種類	一般的な基準	配備課
第一防災体制	<p>(1) 特定事業に災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に、当該特定事業所の自衛防災組織等並びに管轄消防機関、県警察及び海上保安部（署）等によって災害を鎮圧し、その拡大を防止できるとき。</p> <p>(2) 災害状況により知事が防災体制を命じたとき。</p>	<p>消防保安課 薬務課 環境政策課 健康福祉センター</p> <p>災害の事態に応じ主管部長が配備を命じる課及び出先機関</p>
第二防災体制	<p>(1) 災害の規模が大で関係機関等が総合的な応急対策を実施するとき。</p> <p>(2) 災害の状況により知事が防災体制を命じたとき。</p>	<p>第一次防災体制の配備課を加え、災害の事態に応じ、主管部長が配備を命じる課及び出先機関</p>

(2) 配備の要領

ア 勤務時間内外を問わず、消防保安課長が配備課長及び山口県石油コンビナート等防災本部の幹事となっている課長に対し、防災体制の種類と配備について連絡をする。

なお、出先機関については、当該防災本部の幹事となっている課長が行う。

イ 防災体制が移行若しくは廃止された場合、消防保安課長は幹事となっている課長に対し、防災体制の移行と配備について連絡をする。

なお、出先機関については、アと同様である。

ウ 幹事となっている課長はア、イについて部内の各課及び出先機関に対し連絡をする。

エ 配備職員は配備についたときは、所属課長に報告するとともに、速やかに消防保安課に連絡をする。

オ 各関係課長は配備職員をあらかじめ指名し、緊急連絡及び配備の体制を確立しておくものとする。

(3) 配備場所

消防保安課とするが、災害の規模、態様等により、知事が必要と認めた場合、災害対策室とする。

なお、出先機関についてはそれぞれの事務所とする。

(4) 関係各課所の所掌事務

部	課 所	所 掌 事 務
総務部	○消防保安課 防災危機管理課	部内の連絡に関すること。 防災本部の運営に関すること。 現地本部に対する指示、連絡調整に関すること。 各課との連絡調整に関すること。 防災行政無線の管理運営に関すること。 自衛隊の災害派遣に関すること。 災害情報の収集、伝達に関すること。 関係機関等との連絡調整に関すること。 災害情報のとりまとめに関すること。 消防庁等に対する災害報告のとりまとめに関すること。 政府、国会等の災害視察者に対する措置に関すること。 危険物及び高圧ガスの保安対策に関すること。 災害情報に関する庁内放送の実施に関すること。 庁内電話の管理運営に関すること。 災害対策に関する事務で他部に属さない事項
	学事文書課	災害関係文書の浄書に関すること。
	財 政 課	災害対策に必要な財政措置に関すること。
	秘 書 課	本部長又は本部長代理の秘書に関すること。 本部長又は本部長代理の行動日程の作成及び関係部への連絡に関すること。 知事の対外事務（電報、書簡等）の総合的処理に関すること。
総合企画部	○政策企画課	部内の連絡に関すること。 政府・国会等への要望に関すること。
	広報広聴課	報道機関との連絡等に関すること。 災害情報及び災害対策の発表の調整に関すること。
	東京事務所	政府、国会等中央関係機関に対する連絡等に関すること。 中央関係方面の情報収集に関すること。
環境生活部	○環境政策課 〔健康福祉センター〕	部内の連絡に関すること。 ばい煙、粉じん、特定物質（大気関係）、騒音、振動、悪臭等による公害の防止対策に関すること。 汚水、排水、有害物質（水質関係）、油濁等による公害の防止対策に関すること。
健康福祉部	厚 政 課 〔社会福祉事務所及び健康福祉センター〕	部内の連絡に関すること。 日赤救護班等、救助に関する部外機関との連絡に関すること。 被災地における民生安定に関すること。
	医療政策課 〔健康福祉センター〕	医療機関との連絡に関すること。 救急医療班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む）の出動要請その他医師会等との連絡に関すること。 その他応急衛生対策に関すること。
	○薬務課 〔健康福祉センター〕	毒物、劇物による災害の拡大防止に関すること。 医療品、衛生材料の確保及び配分に関すること。
産業労働部	○産業政策課	部内の連絡に関すること。 火薬類の保安対策に関すること。

部	課 所	所 掌 事 務
農 林 水 産 部	○農林水産政策課	部内の連絡に関する事 農林水産業関係の被害状況のとりまとめ及び総括に関する事。
	ぶちうまやまぐ ち推進課	農林水産業金融の総括に関する事。
	農 業 振 興 課	農作物被害の防止に関する事。
	農 村 整 備 課 〔農林水産事務所 農村整備部〕	農地農業用施設被害の防止に関する事。 農林水産大臣所管の海岸保全に関する事。
	森 林 企 画 課 〔農林水産事務所 森 林 部 〕	林業施設及び林産物被害の防止に関する事。
	水 産 振 興 課 〔農林水産事務所水産部 水産振興局〕	漁船・水産物・水産関係施設の被害の防止に関する事。 災害対策用船舶（取締船・調査船・漁船）の確保のあつせんに関する事。
	漁港漁場整備課 〔農林水産事務所水産部 水産振興局〕	漁港被害の防止に関する事。
土 木 建 築 部	砂 防 課 (土木建築事務所)	公共土木施設（国土交通省関係）の被害状況のとりまとめに関する事。
	河 川 課 (土木建築事務所)	河川及び海岸の災害対策に関する事。
	○港 湾 課 〔港湾管理事務所 土木建築事務所〕	部内の連絡に関する事。 港湾の被害防止に関する事。 港湾の管理、運営に関する事。 海岸の災害対策に関する事。
	道路整備課 (土木建築事務所)	道路の管理及び交通路線の確保、維持に関する事。
企 業 局	電気工水課	部内の連絡に関する事。 工業用水道の給水に関する事。
会 計 管 理 局	物品管理課	緊急輸送車両の確認申請に関する事。
教 育 庁	教育政策課 (教育事務所)	部内の連絡に関する事。 文教関係の被害状況のとりまとめに関する事。 児童生徒の避難措置に関する事。

第4項 県警察

1 広島県警察本部

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、県警察は必要により所要の警備体制を確立して、一連の災害警備活動を実施するものとする。

(広島県警察本部)

対 策 本 部	指 揮	指 揮 班
	総 務	総 務 班
		広 報 班
		補 給 班
		装 備 車 両 班
	警 務	警 務 班
		渉 外 班
		被 害 (災) 者 支 援 班
		留 置 管 理 班
	受 援	受 援 連 絡 班
	生 活 安 全	生 活 安 全 班
	地 域	地 域 班
	刑 事	捜 査 班
	交 通	交 通 班
		交 通 捜 査 班
警 備	情 報 班	
	実 施 班	
通 信	通 信 班	

2 山口県警察本部

大規模な災害が発生した場合は、山口県警察における緊急事態の初動措置に関する要綱による。

(山口県警察本部)

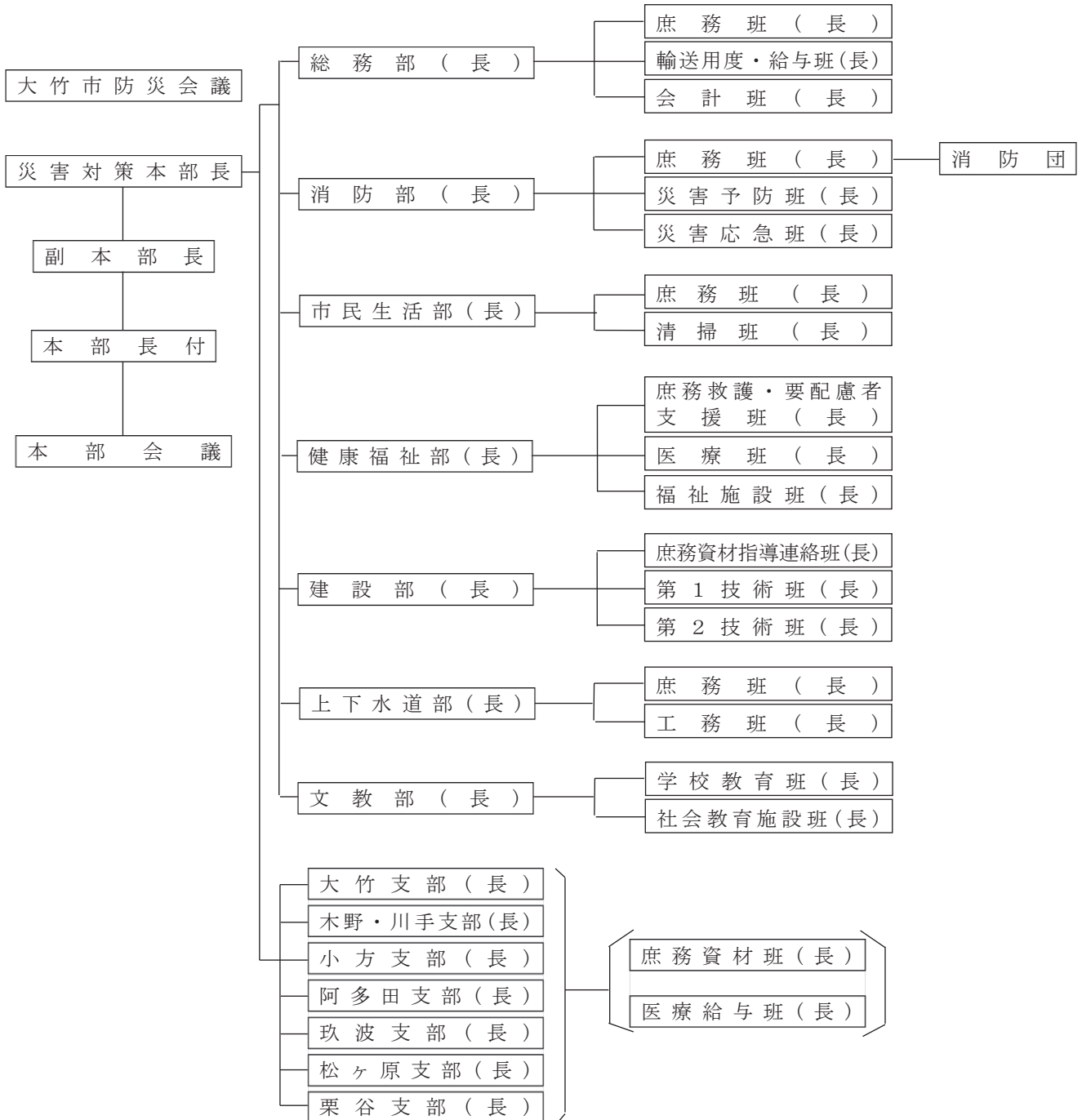
山 口 県 警 察 警 備 対 策 本 部	総 括 指 揮	総 括 指 揮 班
	情 報 実 施	情 報 班
		実 施 班
		警 衛 警 護 班
		受 援 班
	総 務	渉 外 班
		警 務 班
		装 備 班
		広 報 班
		厚 生 班
	捜 査	給 養 班
		捜 査 班
生 活 安 全	鑑 識 班	
	生 活 安 全 班	
地 域	地 域 班	
交 通	交 通 班	
通 信	通 信 班	

第5項 関係市町

1 大竹市

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて大竹市地域防災計画に定める災害対策本部の組織計画を準用し、これに対処するものとする。

(1) 災害対策本部組織系統図



(2) 災害対策本部職務分掌表

部	班	分 掌 事 務
総務部	庶務班	総合連絡統制に関する事。 本部員の動員に関する事。 市民の動員に関する事。 気象及び災害情報の収集、伝達及び広報に関する事。 災害の応急工作及び非常警備に関する事。 被害報告に関する事。 部内の一般庶務に関する事。
	輸送用度・給与班	庁用自動車の管理に関する事。 輸送関係者の動員に関する事。 食糧及び商工物資の調達に関する事。 被服、寝具及び日用品の調達に関する事。 給与対策の総合調整に関する事。 義援金及び義援物資の配分に関する事。 本部、支部並びに罹災者の炊出しに関する事。
	会計班	本部の一般経理に関する事。 義援金及び義援物資の受入れに関する事。
消防部	庶務班	警報の伝達に関する事。 消防職員・団員の動員に関する事。 部内の一般庶務に関する事。
	災害予防班	気象及び災害情報の収集、広報に関する事。 巡視及び警戒に関する事。 避難に関する事。
	災害応急班	活動の編成に関する事。 災害の応急工作及び非常警備に関する事。 人命救助及び救出に関する事。
市民生活部	庶務班	自治会との情報収集・伝達に関する事。 公共交通の通行情報等に関する事。 部内の一般庶務に関する事。
	清掃班	罹災地域のごみ及びし尿の処理に関する事。 罹災地域の防疫及び消毒に関する事。
健康福祉部	庶務救護・要配慮者支援班	罹災者の実態調査に関する事。 義援金及び義援物資の配分に関する事。 罹災者の救護に関する事。 福祉施設の被害情報の収集に関する事。 福祉施設への広報活動に関する事。 死体の処理に関する事。 要配慮者への情報伝達に関する事。 要配慮者の状況把握、避難支援及び相談業務に関する事。 福祉避難所への退避及び連絡調整に関する事。 部内の一般庶務に関する事。
	医療班	医療関係者の動員に関する事。 医療品の調達及び保管に関する事。 負傷罹災者の救護に関する事。 医療救護及び防疫に関する事。 罹災地域の飲料水（上水道を除く）の消毒に関する事。
	福祉施設班	在所中保育児の避難及び誘導に関する事。 災害時の応急保育に関する事。 避難者の受入れに関する事。 ボランティアセンターとの連絡調整に関する事。

部	班	分 掌 事 務
建設部	庶務資材 指導連絡班	<p>応急復旧資器材の調達及び保管に関すること。</p> <p>公共施設の被害情報の収集に関すること。</p> <p>部内の一般庶務に関すること。</p> <p>災害危険区域の非常警備に関すること。</p> <p>災害の応急工作に関すること。</p> <p>支部との情報連絡に関すること。</p>
	第1技術班	<p>玖波地区及び中山間地域の応急復旧工事に対する技術指導に関すること。</p> <p>災害の応急工作及び非常警備に関すること。</p> <p>担当地域の災害調査に関すること。</p>
	第2技術班	<p>大竹地区及び小方地区並びに小瀬川水系地域の応急復旧工事に対する技術指導に関すること。</p> <p>災害の応急工作及び非常警備に関すること。</p> <p>担当地域の災害調査に関すること。</p> <p>住宅応急対策に関すること。</p>
上下水道部	庶務班	<p>広報活動に関すること。</p> <p>応急復旧資材の調達に関すること。</p> <p>飲料水の配給に関すること。</p> <p>部内の一般庶務に関すること。</p>
	工務班	<p>水道及び下水道施設の警戒防護に関すること。</p> <p>水道及び下水道施設の応急復旧工事に関すること。</p> <p>応急給水に関すること。</p> <p>送配水、排水に関すること。</p>
文教部	学校教育班	<p>教育機関への広報活動に関すること。</p> <p>在校中児童生徒の避難に関すること。</p> <p>災害時の応急教育に関すること。</p> <p>教育施設の被害情報の収集に関すること。</p> <p>避難者の受入れに関すること。</p>
	社会教育 施設班	<p>社会教育施設の被害情報の収集に関すること。</p> <p>避難者の受入れに関すること。</p>

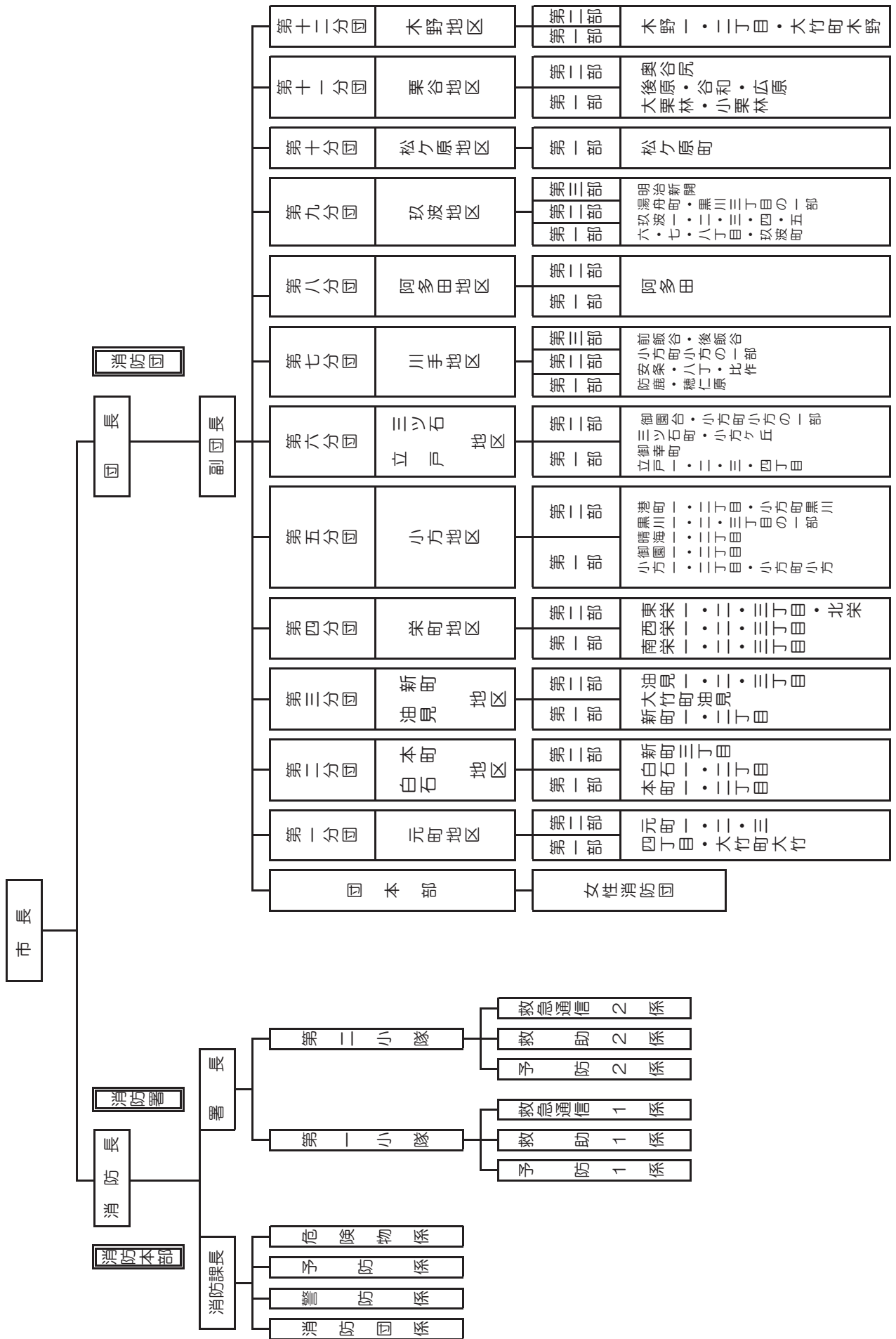
支 部 職 務 分 掌 表

班	分 掌 事 務
庶務資材班	<p>支部の連絡、統制に関すること。</p> <p>支部員の動員に関すること。</p> <p>気象及び災害情報の収集、伝達及び広報に関すること。</p> <p>被害状況及び罹災者の実態調査に関すること。</p> <p>災害の応急工作及び非常警備に関すること。</p> <p>避難者の受入れに関すること。</p> <p>支部の一般庶務に関すること。</p> <p>災害の応急工作及び非常警備に関すること。</p> <p>応急復旧資材の調達及び保管に関すること。</p> <p>人命救助及び救出避難に関すること。</p>
医療給与班	<p>医療救護、防疫に関すること。</p> <p>医療関係者の動員に関すること。</p> <p>義援金及び義援物資の配分に関すること。</p> <p>罹災者の炊出しに関すること。</p>

(3) 消防出動体制

災害の規模、態様に応じて「大竹市警防規程」に定めるところにより部隊を編成し、出動するものとする。

(4) 大竹市消防組織図



2 岩国市

(1) 防災体制の種類と基準

種類	一般的な基準	配備課
第一防災体制	(1) 特定事業所に災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に、当該特定事業所の自衛防災組織等並びに管轄消防機関及び海上保安部（署）等によって災害を鎮圧し、その拡大を防止できるとき。 (2) 災害状況により市長が防災体制を命じたとき。	消防本部 危機管理課 地域づくり推進課 ただし、特殊な災害の場合は、関係各主管課において配備する。
第二防災体制	(1) 災害の規模が大きく、防災関係機関が総合的な応急対策を実施する必要があるとき。 (2) 災害の状況により市長が防災体制を命じたとき。	第一防災体制の配備課を加え、災害の状態に応じ主管部長が配備を命じる課

(2) 配備の要領

- ア 第1防災体制においては、情報収集及び連絡活動を主として行い、特に関係のある部課の職員の少人数で配備し、災害の状況により第2防災体制に移行し得る体制とする。
- イ 第2防災体制においては、災害の規模が大きく、また、人体等に多大な影響を及ぼすおそれがある場合で、現地防災本部配備とし、防災関係機関が総合的な対策が講じられる体制とする。
- ウ 各関係課長は、配備職員をあらかじめ指名し、緊急連絡及び配備の体制を確立しておく。
- エ 配備職員は、配備についたときは速やかに所属課長及び危機管理課に連絡する。

(3) 関係各課の所掌事務

部	部長	班名	班長	所属事務	担当課
総務部	危機管理監	危機管理班	危機管理課長	1 本部室の総括に関すること。 2 本部員会議に関すること。 3 各部の災害対策の総括及び連絡調整に関すること。 4 気象・異常現象・地震情報の収集伝達に関すること。 5 各部からの災害情報及び報告事項の取りまとめ並びに速報に関すること。 6 防災行政無線の管理運営に関すること。 7 県災害対策本部への災害報告に関すること。 8 県災害対策本部への自衛隊の災害派遣要請依頼に関すること。 9 警察署、海上保安部（署）との情報交換、連絡調整に関すること。 10 災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条の2第2項及び同法第24条第4項に規定する公用令書の取り扱いに関すること。 11 緊急通行車両の確認申請及び緊急車両の確保・借上げ・配車に関すること。 12 災害関係文書の処理に関すること。 13 庁内電話及び庁内放送に関すること。 14 防災資機材の調達・配備に関すること。 15 部内各班の調整取りまとめに関すること。 16 菅野ダム、小瀬川ダム、弥栄ダム及び生見川ダムの操作その他の情報の収集連絡に関すること。 17 その他災害対策の事務で他部に属さない事項。	危機管理課
	総務部長	秘書広報班	秘書広報課長	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 本部長、副本部長の行日程の作成及び関係部への連絡に関すること。 3 市長会の連絡に関すること。 4 災害関係の陳情に関すること。	秘書広報課

部	部長	班名		所 属 事 務	担 当 課
総務部	総務部長	秘書広報班	秘書広報課長	5 避難指示等の市民への伝達・避難誘導に関する事 6 災害情報及び災害対策の発表並びに広報に関する事 7 災害写真等記録に関する事 8 避難所（供用会館）の開設及び運営に関する事 9 報道機関への広報依頼に関する事	秘書広報課
		職員班	職員課長	1 派遣職員等の受け入れに関する事 2 県、他市町村への広域応援要請依頼に関する事 3 災害対策従事職員の食料等の確保に関する事 4 災害対策従事職員の公務災害補償に関する事	職員課
		管財班	施設経営課長	1 市有財産の災害対策及び被害調査の取りまとめに関する事	施設経営課
		情報管理班	デジタル推進課長	1 庁内情報システムの管理保全に関する事 2 パソコン通信等による情報収集に関する事	デジタル推進課
総合政策部	総合政策部長	総合政策班	政策企画課長	1 部内各班及び総務班との連絡調整に関する事	政策企画課
		基地対策班	基地政策課長	1 自衛隊及び米軍岩国基地との連絡調整に関する事	基地政策課
		財政班	財政課長	1 災害対策に必要な応急財政措置に関する事 2 市有財産の災害対策及び被害調査の取りまとめに関する事 3 部内各班及び総務班との連絡調整に関する事	財政課
		調査班	課税課長	1 被災者及び家屋の被害調査に関する事 2 被災者に対する市民税の徴収猶予に関する事	課税課 収税課
		交通班	交通政策課長	1 市交通施設の災害対策及び被害調査に関する事 2 被災者及び応急物資の輸送に関する事	交通政策課
市民協働部	市民協働部長	国際交流班	都市交流室長	1 外国人の相談窓口に関する事 2 部内各班の応援に関する事	文化スポーツ課
		市民班	市民課長	1 市民相談窓口に関する事 2 安否電話、災害問い合わせへの対応に関する事 3 埋火葬許可証の発行に関する事	市民課 地域づくり推進課 くらし安心安全課
		出張所班	各出張所長	1 情報の収集及び報告に関する事 2 本部との通報連絡に関する事 3 災害応急措置に関する事 4 避難勧告・指示及び各種災害情報の広報に関する事 5 管内団体及び関係機関との連絡調整に関する事 6 未開設避難所の緊急開設に関する事 7 その他必要な災害事務に関する事	各出張所
環境部	環境部長	環境班	環境政策課長	1 気象の観測及び報告に関する事 2 公害に関する事 3 防疫活動の実施に関する事 4 遺体の火葬等に関する事 5 簡易水道・専用水道・梅が丘団地地下水道の被害状況の収集及び報告に関する事 6 簡易水道・梅が丘団地専用水道・下水道の応急対策に関する事 7 部内各班及び総務班との連絡調整に関する事	環境政策課
		清掃班	環境施設課長	1 ごみ、がれきの処理及び清掃に関する事 2 し尿処理に関する事 3 仮設トイレの調達・設置に関する事	環境施設課 環境事業課

部	部長	班名	班長	所 属 事 務	担当課
		下水道班	下水道課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道の被害状況の収集及び報告に関する事。 2 下水道の災害防止及び応急対策に関する事。 3 被害状況の調査及び復旧計画に関する事。 	下水道課 都市排水 施設課
福祉部	福祉部長	救助 総務班	福祉政策 課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助に関する計画の総括及び活用に関する事。 2 義援金品の受け付けに関する事。 3 赤十字奉仕団（アマチュア無線赤十字奉仕団を含む。）及び赤十字医療班等との連絡調整に関する事。 4 被保護世帯等の救助に関する事。 5 ボランティアの活動支援に関する事。 6 遺体の収容に関する事。 7 部内各班及び総括班との連絡調整に関する事。 	福祉 政策課 生活 支援課
		救助班	障害者 支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助物資、義援金品、見舞い品等の配布に関する事。 2 被災者に対する炊出しに関する事。 3 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。 	障害者 支援課 こども 家庭課 保育幼 稚園課 保険 年金課 高齢者 支援課
		救護班	健康推進 課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療助産に関する事。 2 医療資材及び医薬品の確保に関する事。 3 医療関係団体との連携・調整に関する事。 4 応急医療需要・医療可能病院の把握（救急医療情報システム）に関する事。 5 災害時における伝染病予防に関する事。 	健康 推進課 地域 医療課
産業 振興部	産業振興 部長	商工班	商工振興 課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設及び商工関係の防災対策並びに被害調査及び報告に関する事。 2 被災商工業者に対する経営指導、金融等に関する事。 3 衣料品、寝具及び日用品の調達に関する事。 4 部内各班及び総務班との連絡調整に関する事。 	商工 振興課
		観光班	観光振興 課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光施設利用者等被災旅行者の把握及び避難・救護に関する事。 2 観光施設の被害調査・報告及び応急復旧に関する事。 	観光 振興課
		流通班	流通課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料品の調達に関する事。 	流通課
		農林班	農林振興 課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林畜産関係の被害状況の収集及び報告に関する事。 2 災害に伴う農林畜産関係の金融に関する事。 3 主食類の調達に関する事。 4 農林畜産関係の被害防止及び応急対策に関する事。 5 災害時における薪炭及び応急仮設住宅用木材の調達確保に関する事。 6 土地改良区及び関係機関に対する連絡等に関する事。 	農林 振興課 農林 整備課
		水産班	水産港湾 課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 水産港湾関係の被害状況の収集及び報告に関する事。 2 被害状況の調査及び復旧計画に関する事。 3 災害対策用船舶（漁船）の確保あつせんに関する事。 4 災害に伴う漁業関係の金融に関する事。 5 水産港湾関係の被害防止及び応急対策に関する事。 6 災害時における在港船舶対策に関する事及び報告に関する事。 	水産 港湾課
建設部	建設部長	道路班	道路課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路関係の被害状況の収集及び報告に関する事。 2 緊急輸送道路の確保及び必要な措置に関する事。 3 道路、橋りょう等の被害防止及び応急対策に関する事。 4 災害時における建設業者及び関係機関との連絡等に関する事。 5 被害状況の調査及び復旧計画に関する事。 6 部内各班及び総務班との連絡調整に関する事。 	道路課

部	部長	班名	班長	所 属 事 務	担当課
		河川班	河川課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川関係の被害状況の収集及び報告に関すること。 2 河川等の被害防止及び応急対策に関すること。 3 災害時における建設業者及び関係機関との連絡等に関すること。 4 被害状況の調査及び復旧計画に関すること。 	河川課
都市開発部	都市開発部長	建築班	建築住宅課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 公営住宅その他公共建築物の被害状況の収集及び報告に関すること。 2 公営住宅その他公共建築物の被害調査及び応急復旧に関すること。 3 応急仮設住宅の建設及び入居に関すること。 4 災害救助法に基づく住居応急修理に関すること。 	建築住宅課
		都市計画班	都市計画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画関係の被害状況の収集及び報告に関すること。 2 公園施設の保全に関すること。 3 災害応急対策に必要な場所の確保に関すること。 4 部内各班及び総務班との連絡調整に関すること。 	都市計画課 都市拠点整備課
		開発指導班	建築指導課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災建築物応急危険度判定士並びに被災宅地危険度判定士の受け入れ及び派遣支援に関すること。 2 被災建築物及び被災宅地の危険度判定に関すること。 	建築指導課
文教対策部	教育長(副) 教育次長	教育総務班	教育委員会事務局教育政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 文教関係の被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 2 文教関係施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 3 部内各班及び総務班との連絡調整に関すること。 	教育委員会事務局教育政策課
		学校教育班	教育委員会事務局学校教育課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童・生徒の安全確保及び避難対策に関すること。 2 被災児童・生徒に対する学用品の供与に関すること。 3 避難所(学校施設)の開設及び運営に関すること。 4 応急教育の実施に関すること。 5 学校施設における避難者の救護活動への協力に関すること。 	教育委員会事務局学校教育課
		社会教育班	教育委員会事務局生涯学習課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 婦人会等関係団体の連絡調整に関すること。 3 婦人会等連絡動員に関すること。 4 避難所(社会教育施設)の開設及び運営に関すること。 5 自衛隊等応援団体の宿泊準備に関すること。 	教育委員会事務局生涯学習課
		青少年班	教育委員会事務局青少年課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 青少年関係団体等との連絡調整に関すること。 	青少年課
経理部	出納室長	経理班	出納室次長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係経費の出納に関すること。 2 義援金品の出納保管に関すること。 	出納室
水道対策部	水道局長(副) 水道局次長	庶務班	水道局総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道対策の総括に関すること。 2 部内各班及び総務班との連絡調整に関すること。 	水道局総務課
		給水班	水道局給水課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民給水に関すること。 	水道局給水課
		工事班	水道局配水課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 給配水施設の巡回防護及び復旧に関すること。 	水道局配水課
		浄水班	水道局浄水課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 浄水場諸施設の防護及び復旧に関すること。 	水道局浄水課

部	部長	班名	班長	所属事務	担当課
協力部	議会事務局長 (副) 監査委員事務局長	議会班	議会事務局 庶務課長	1 議会関係の連絡調整に関する事。 2 市議会議員への災害情報の伝達。 3 緊急を要する他部への協力要請に関する事。	議会事務局
		公平・監査班	監査委員会 事務局次長	1 緊急を要する他部への協力要請に関する事。	公平委員会 事務局 監査委員会 事務局
		農業委員会班	農業委員会 事務局次長	1 緊急を要する他部への協力要請に関する事。	農業委員会 事務局
		選管班	選挙管理委員会 事務局次長	1 緊急を要する他部への協力要請に関する事。	選挙管理委員会 事務局
消防対策部	消防長 (副) 消防次長	庶務班	総務課長 予防課長 警防課長	1 消防本部、署及び消防団の連絡調整に関する事。 2 情報の収集(伝達)に関する事。 3 消防相互応援協定に基づく応援要請に関する事。 4 化学消火剤、防災資機材等の調達に関する事。 5 危険物、毒劇物等の保安対策に関する事。 6 避難、広報活動等に関する事。 7 被害調査及び災害原因調査に関する事。 8 他関係機関との連携活動に関する事。 9 住民及び報道機関対応に関する事。 10 活動隊への後方支援に関する事。 11 災害対策に関する事務で他に属さないこと。	岩国地区 消防組合 総務課 予防課 警防課
		通信班	通信指令課長 広域整備対策室長	1 職員及び団員の招集及び出動命令に関する事。 2 他関係機関との連携活動に関する事。	通信指令課 広域整備対策室
		消防班	中央消防署長	1 災害対応に関する事。 2 被害調査及び災害原因調査に関する事。 3 他関係機関との連携活動に関する事。	中央消防署
		消防団長	消防団	1 特別防災区域外の警戒及び災害対応に関する事。 2 住民への伝達、避難誘導に関する事。 3 人的被害・各種被害情報(二次災害情報を含む。)の収集及び報告に関する事。	危機管理課

1. 各部は、平素から連絡を密にしておくことはもちろん、非常災害において連絡調整に心掛け、統制ある活動によりその機能を十分発揮することができるよう留意すること。
2. 市議会事務局長は、本部付とし、対策本部及び議会との連絡に努めるものとする。
3. 選挙管理委員会、監査委員事務局及び公平委員会事務局は、総務部に協力し、農業委員会事務局は、産業経済部に協力するものとする。
4. その他諸施設の職員は、それぞれの施設の防災にあたるものとする。

3 和木町

(1) 防災体制の種類と基準

種類	一般的な基準	配備課
第一 防災体制	(1) 特定事業所に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に当該特定事業所の自衛防災組織等並びに管轄消防機関、警察及び海上保安部（署）等によって災害を鎮圧し、その拡大を防止できるとき。 (2) 災害状況により町長が防災体制を命じたとき。	企画総務課 ただし、特殊な災害の場合は、各主管課において配備する。
第二 防災体制	(1) 災害の規模が大で防災関係機関が総合的な応急対策を実施するとき。 (2) 災害の状況により町長が防災体制を命じたとき。	第1防災体制の配備課を加え、災害の事態に応じ配備を命じる課

(2) 配備の要領

- ア 第1防災体制においては、情報収集及び連絡活動を主として行い、特に関係各課の少数職員を配備すること。
- イ 第1防災体制においては、状況により、更に高度の配備に円滑、迅速に移行し得る体制とすること。
- ウ 各関係課長は、配備職員をあらかじめ指名し、緊急連絡及び配備の体制を確立しておくこと。
- エ 配備職員は、配備についたときは所属課長に報告するとともに、速やかに企画総務課に連絡すること。

(3) 配備場所

企画総務課とするが、災害の規模、態様等により町長が必要と認めた場合は、会議室とする。

(4) 関係各課の所掌事務

部	班 長	関係課・係	所 掌 事 務
総 務 部 (企画総務課長)	総 務 班 (企画総務課 課長補佐) 消 防 係	企画総務課	1 本部室の総括に関する事。 2 本部員会議に関する事。 3 各部の災害対策の連絡調整に関する事。 4 消防に関する事。 5 水防警報に関する事。 6 避難の指示に関する事。 7 県に対する災害報告及び要望事項のとりまとめに関する事。 8 災害対策に関する事務で他部に属さない事項 9 消防団員の要請及び県又は他の市町村から応援に関する事。 10 災害情報及び災害対策の発表並びに広報に関する事。 11 商工業施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 12 応急商工業対策に関する事。 13 県災害対策本部への自衛隊の災害派遣要請依頼に関する事。
	庶 務 班 (企画総務課 課長補佐) 庶 務 係	企画総務課	14 気象に関するその他収集伝達に関する事。 15 県に対する災害情報その他緊急情報に関する事。 16 各部からの災害情報及び報告事項の取りまとめに関する事。 17 職員の動員に関する事。 18 義援金品の受付配分に関する事
	財 政 班 (企画総務課 課長補佐) 財 政 係	企画総務課	19 時における公用自動車の管理に関する事。 20 対策に必要な財政措置に関する事。 21 応急救助に要する経費その他の金品の出納に関する事。 22 災害救助基金の出納に関する事。 23 災害時における物資の調達に関する事。
災 害 救 助 部 (保健福祉課長)	救 助 班 (税 務 課 長)	保 健 福 祉 課 税 務 課 保健相談センター	1 災害救助法の適用に関する事。 2 災害救助に関する計画の総括及び活用に関する事。 3 応急救助に関する部外機関との連絡に関する事。

部	班 長	関係課・係	所 掌 事 務
災害救助部 (保健福祉課長)	救助班 (税 務 課 長)	保健福祉課 税 務 課 保健相談センター	4 救助事務の指導及び連絡に関する事 5 一般罹災者関係の被害状況の取りまとめに関する事 6 その他被害地における民政安定に関する事 7 災害応急対策等に必要なる労務の供給に関する事 8 避難指導に関する事
	保健衛生班 (保健相談センター 所 長)	保健福祉課 税 務 課 保健相談センター	9 応急医療に関する事 10 衛生関係施設の被害状況の取りまとめ及び応急復旧に関する事 11 医療機関との連絡に関する事 12 医療品衛生材料の確保及び配分に関する事 13 災害地における環境衛生に関する事 14 災害地における防疫に関する事 15 被害地における食品衛生に関する事 16 その他応急衛生対策に関する事
経済対策部 (住民サービス課)	経 済 班 (住民サービス課 課 長 補 佐)	住民サービス課	1 農林業関係の被害状況のとりまとめの総括に関する事 2 災害時における農林金融の総括に関する事 3 応急農林対策の総括に関する事 4 災害時における農作物の畜害虫防除等応急技術対策等に関する事 5 災害時における種子種苗の確保供給に関する事 6 災害時における農林業生産資材対策に関する事 7 農業用施設の水防に関する事 8 災害時における家畜の管理及び食料の需給に関する事 9 社会福祉及び児童福祉施設の被害調査及び応急復旧に関する事
文教対策部 (教 育 長)	学校施設班 (事 務 局 長)	教育委員会	1 文教関係のとりまとめに関する事 2 文教施設の被害調査及び応急復旧に関する事 3 児童生徒が避難措置並びに災害救助活動に関する事 4 罹災児童生徒に対する学用品の供給等に関する事 5 応急教育の実施に関する事 6 文教社会教育文化財に関する事
	給 食 班 (給食センター所長)	教育委員会	7 災害用主食の調達供給及び副食の調達確保に関する事
	学校保健班 (保 健 係)	学校事務官	8 罹災児童生徒に対する医療給食に関する事
建設部 (都 市 建 設 課 長)	施 設 班 (都 市 建 設 課 長 補 佐)	都市建設課	1 土木関係の被害調査状況の取りまとめに関する事 2 災害時における砂防設備及び地すべり防止区域の応急対策に関する事 3 河川の応急対策に関する事 4 災害時における道路及び橋梁の応急復旧に関する事 5 災害時における土木事務所の相互連絡調整に関する事 6 その他応急の土木対策に関する事 7 応急仮住宅の建設及び被害住宅の応急修理に関する事 8 一般住宅の復興対策に関する事 9 被害地における飲料水に関する事 10 建設業者に対する連絡に関する事 11 資材の整理確保に関する事
消防団 (団 長)	消 防 班 (副 団 長)	消 防 団	1 特別防災区域外の警戒及び災害対応に関する事 2 住民への伝達、避難誘導に関する事 3 人的被害・各種被害情報(二次災害情報を含む。)の収集及び報告に関する事
水 防 (消 防 団 長)	水 防 班 (副 団 長)	消 防 団	1 水防警報及び水防緊急対策に関する事 2 土木事務所の応援に関する事 3 河川及び道路等の水防に関する事 4 水防計画に基づく水防班に関する事
	資 材 班 (消 防 係)	企画総務課	5 資材の輸送に関する事

- 1 各部は、平素から連絡を密にしておくことはもちろん、非常災害において連絡調整に心掛け、統制ある活動により、その機能を十分発揮できるよう留意すること。
- 2 議会事務局長は、本部付とし、対策本部及び議会との連絡に努めるものとする。

4 岩国地区消防組合

(1) 防災体制の種類と基準

種類	一般的基準
第一防災体制	特別防災区域において、地震、津波その他の異常な自然現象による災害または火災、爆発、石油等の漏えい若しくは流出その他の事故による災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるとき。
第二防災体制	特別防災区域において大規模な災害が発生し、又は構成市町に現地防災本部が設置されたとき。

(2) 配備の要領

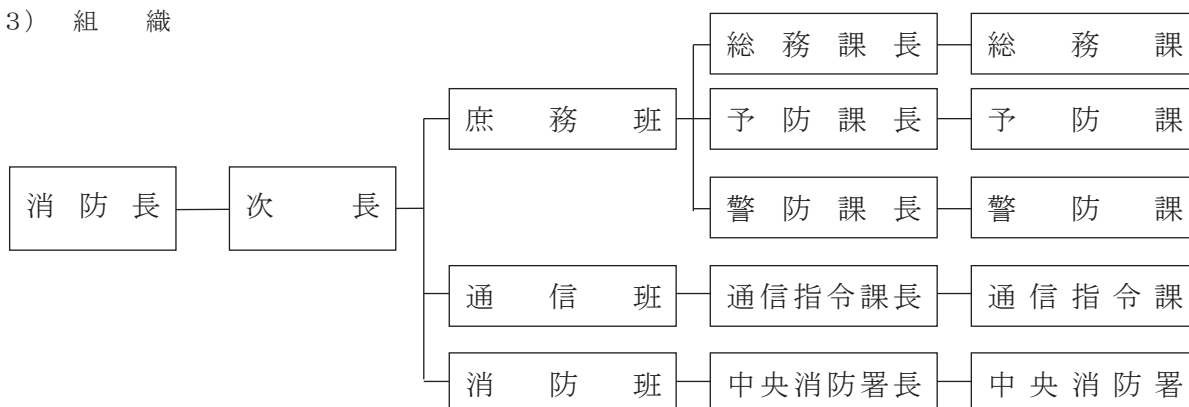
ア 第1防災体制

- (ア) 通信班は、情報収集及び連絡活動に当たり、その状況を逐次消防長等に報告する。
- (イ) 消防長等は、非番者等休暇中の職員に対して、自宅待機又は所在を明らかにさせる等、状況に応じて発令される配備命令に即応できる体制をとらせる。

イ 第2防災体制

課・署長以上は、速やかに出勤し情報に基づいて対策をたてるとともに、状況に応じて非番者等休暇中の職員を逐次招集し、各班の事務分掌に基づき非常事態発生に備えて準備に万全を期する。

(3) 組織



(4) 事務分掌

班 名	担 当 課	事 務
庶 務 班	総 務 課 予 防 課 警 防 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防本部、署及び消防団の連絡調整に関すること。 2 情報の収集（伝達）に関すること。 3 消防相互応援協定に基づく応援要請に関すること。 4 化学消火剤、防災資機材等の調達に関すること。 5 危険物、毒劇物等の保安対策に関すること。 6 避難、広報活動等に関すること。 7 被害調査及び災害原因調査に関すること。 8 他関係機関との連携活動に関すること。 9 住民及び報道機関対応に関すること。 10 活動隊への後方支援に関すること。 11 災害対策に関する事務で他に属さないこと。
通 信 班	通 信 指 令 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員及び団員の招集及び出動命令に関すること。 2 他関係機関との連携活動に関すること。
消 防 班	中 央 消 防 署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対応に関すること。 2 被害調査及び災害原因調査に関すること。 3 他関係機関との連携活動に関すること。

第6項 関係公共機関

1 中国経済産業局

災害が発生した場合において、災害の状況を把握し、適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるとともに、状況に応じて、災害対策本部を設置し対処するものとする。

管轄区域において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、災害対策を円滑に実施するため、その所掌事務に係る災害応急・復旧対策を総合的に講じる必要があると認めるとき等には、災害対策本部を設置する。

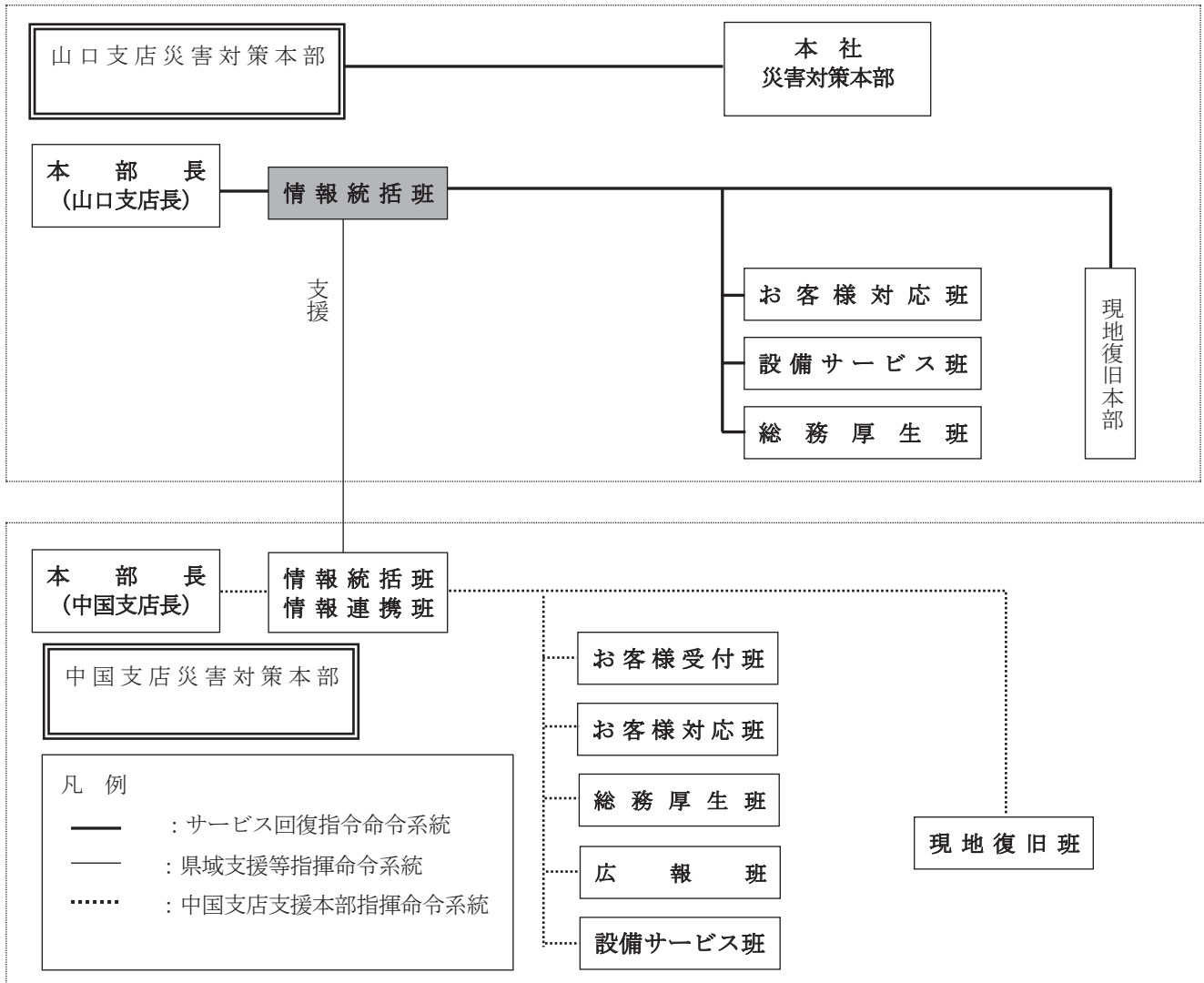
災害対策本部（災害時等必要に応じて設置）	
本部長：	局長
副本部長：	総務企画部長、地域経済部長、産業部長、資源エネルギー環境部長のうちから本部長が指名
本部長：	各部部长、次長、電源開発調整官及び防災委員会委員のうちから本部長が指名
事務局：	防災委員会委員長、副委員長、委員、本部長が指名する者
所掌事務：	ア 法令又は計画等に定めるところにより、各部署が実施する災害応急・復旧対策に関する事務の総合調整及び連絡に関すること イ 災害に関する情報の収集及び連絡に関する事務を総括すること ウ その他各部署が実施する災害応急・復旧対策を推進すること (庶務：総務企画部総務課)

防災委員会（常設）	
委員長：	総務課長
副委員長：	参事官（広報・防災担当）
委員：	総務課、参事官（広報・防災担当）、会計課、企画調査課、地域経済課、産業振興課、資源エネルギー環境課等の職員のうちから、委員長が指名
所掌事務：	ア 要領の作成及び見直し イ 防災訓練の実施等の災害予防対策 ウ 参集基準の作成及び見直し エ 発災時における参集等の初動体制の確立 オ 本省、中国四国産業保安監督部及び他省庁地方支分部局等の防災担当者との連絡調整 カ その他防災の推進に関すること (庶務：総務企画部総務課)

2 西日本電信電話株式会社山口支店

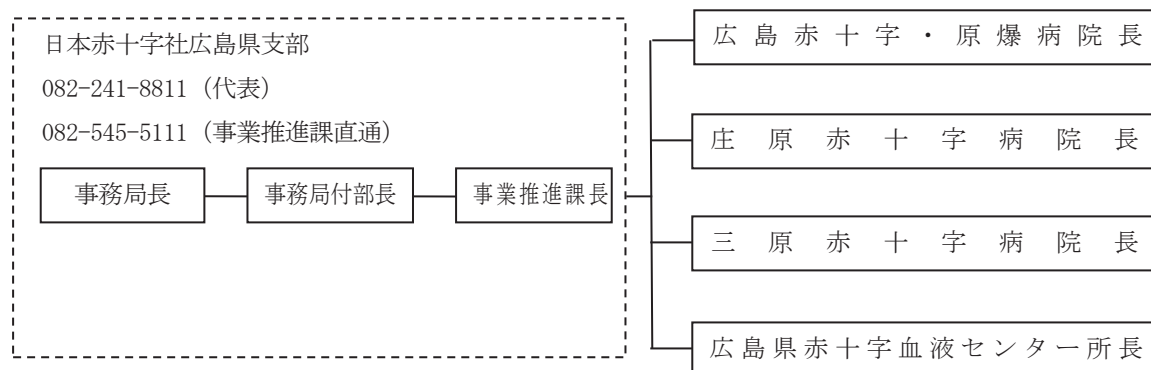
災害発生の場合は、状況に応じて、災害対策本部を設置する。

【西日本電信電話株式会社】災害対策本部組織図



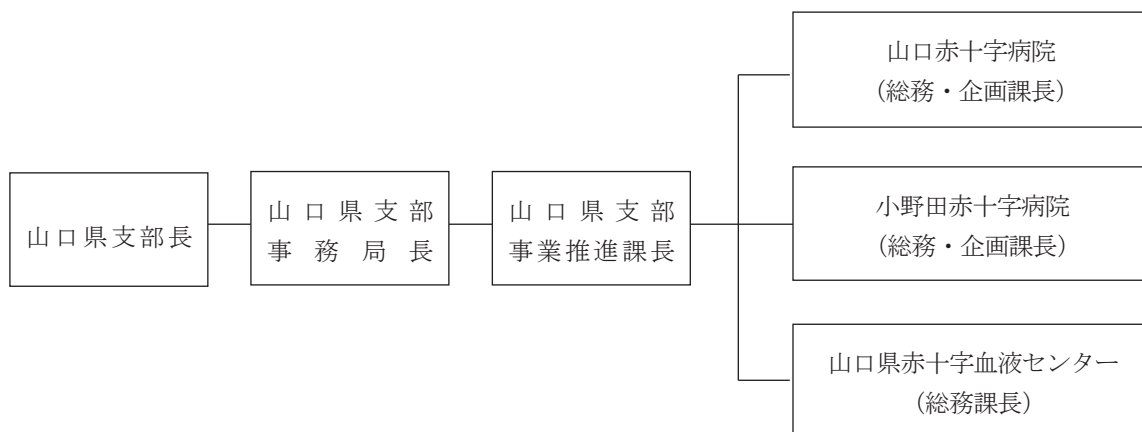
3-1 日本赤十字社広島県支部

県からの応急医療の要請を受けた場合は、被災地近接の病院から救護班等を出動させ、救護活動を実施するものとする。



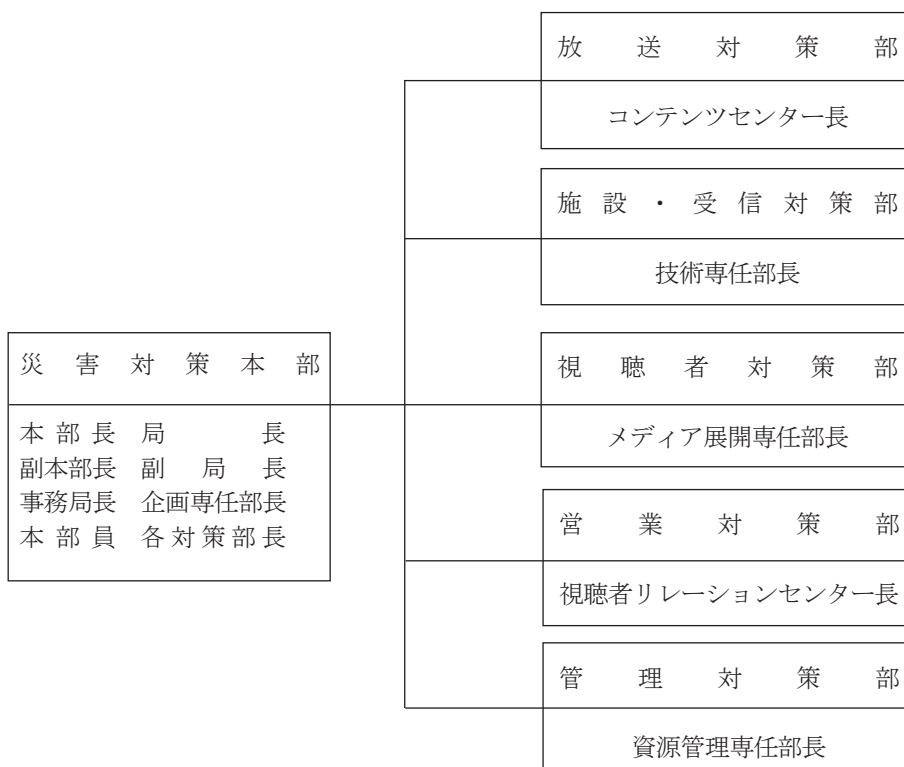
3-2 日本赤十字社山口県支部

県及び山口県支部長の要請を受けて、救護班及び血液供給要員等を出動させ、救護活動を実施するものとする。

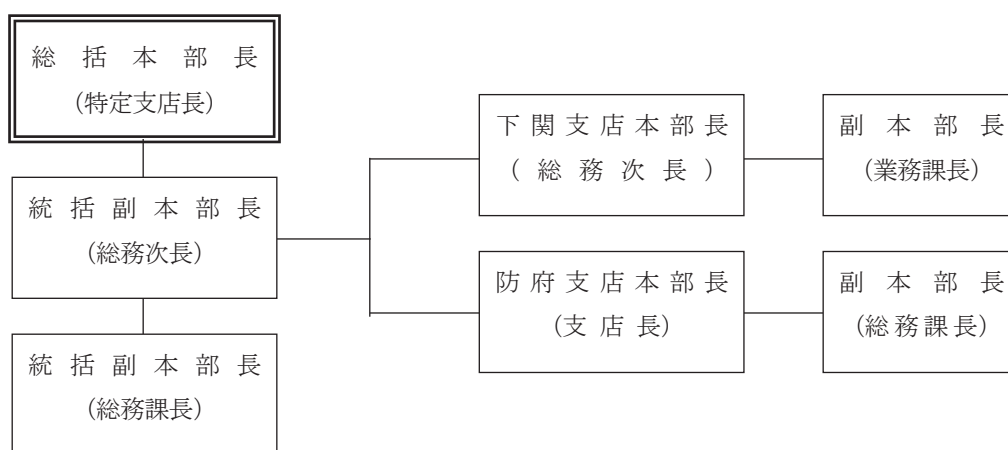


4 日本放送協会広島放送局

気象予警報及び災害情報等を了知した場合は、内部基準に定めるところによりラジオ、テレビを通じニュース速報等により報道を行うものとする。



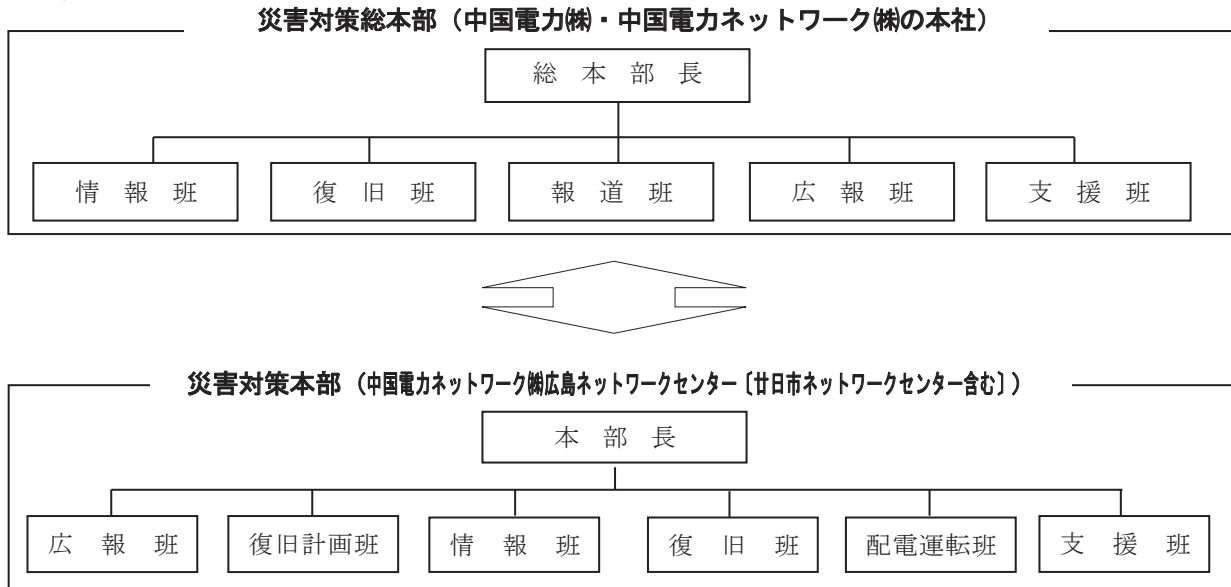
5 日本通運株式会社下関特定支店



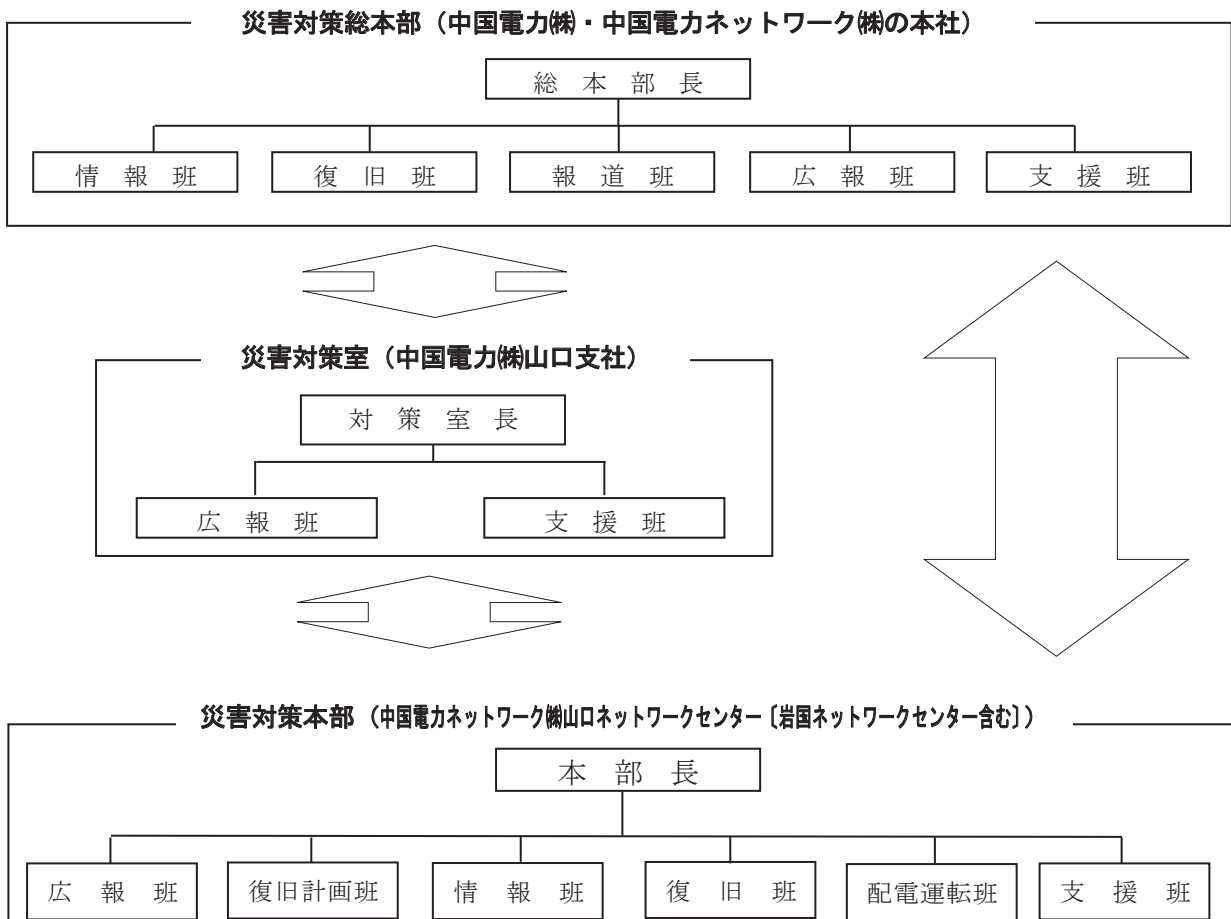
6 中国電力株式会社・中国電力ネットワーク株式会社

災害発生の場合は、状況に応じて、大竹地区にあっては中国電力㈱・中国電力ネットワーク㈱の両社の本社及び中国電力ネットワーク㈱広島ネットワークセンター（廿日市ネットワークセンター含む。）に、和木・岩国地区にあっては中国電力㈱山口支社及び中国電力ネットワーク㈱山口ネットワークセンター（岩国ネットワークセンター含む。）に、それぞれ対策本部を設置して情報連絡に当たるとともに、対策要員を出勤させ応急対策を実施する。

○ 大竹地区

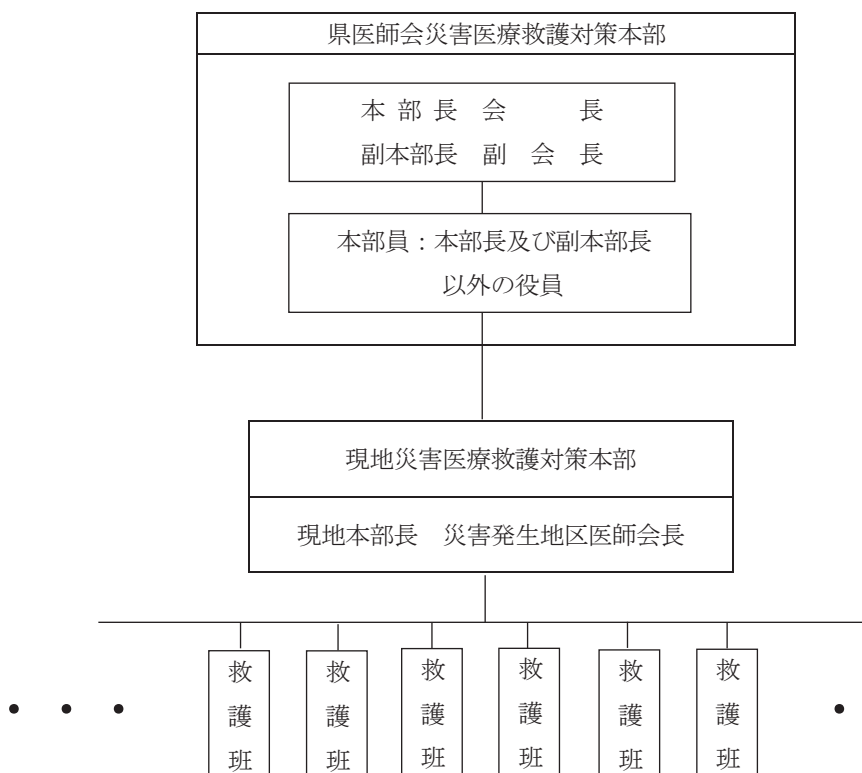


○和木・岩国地区



7 (一社) 広島県医師会 (※令和3年10月12日見直し)

(一社) 広島県医師会は、広島県から災害医療の要請を受けた場合、広島県と(一社) 広島県医師会の間で締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づいて、(一社) 広島県医師会に災害医療救護対策本部(以下「本部」という。)を設置する。本部は、災害発生地区医師会に対して現地災害医療救護対策本部(以下「現地本部」という。)を設置し、現地において医療救護活動を行う医療救護班を派遣するよう要請する。現地本部から本部に対し、医療救護班の応援要請があった場合には、本部から近隣地区医師会に対して、医療救護班を災害発生地区医師会に派遣するよう要請する。



第7項 特定事業所

1 三菱ケミカル株式会社広島事業所

広島事業所 防災体制

現地連絡室	
室長	副防災管理者
所員	広島研、環安・品証部員
設置場所	管理棟1階 ウェルカムルーム

災害対策本部	
本部長 本部長補佐 防災戦略隊長 情報収集隊長 現地連絡室長 本部スタッフ	事業所長 (石炭法防災管理者・管理権限者) 副防災管理者の順位により、上位から着任する。 ①環安・品証部長 ②企画管理部長 ③設備技術部長 ④化成品製造部長 ⑤繊維製造部長 ⑥樹脂製造部長 ⑦基礎製造部長 エンジニア部長、テクノUMG大竹製造部長、広島研究所長、広島生産技術開発室長、企画管理部長、環安品部員、Japan人事部BP G員 (広島)、総務管理 G員 (広島)
情報収集隊	文書班 情報整理班
防災戦略隊	渉外広報班 警備班
設置場所	管理棟2階 201・202会議室

(注)
1. 本部、指揮所及び各隊とも長の不在を考慮し、予め代行順位を明確にしておくこと。
2. 本部長、所員及び各隊員は迅速に対応できるよう部署毎に夫々訓練を行うこと。

現場指揮所	
指揮所長	発災現場の製造部長等 発災現場スタッフ
所員	発災現場関係課長等 防災G長、環境G長、動力課長等 設備技術部G長等
設置場所	発災現場 付近 (安全な位置)

応援分隊	
1. 化成品製造部隊	※発災場所以外は応援分隊として待機する
2. 樹脂製造部隊	
3. テクノUMG隊	
4. 繊維製造部隊	
5. 基礎製造部隊	
6. M E C隊	
7. 総務・企画管理・環安品隊	
8. 広島研・生技開隊	

自衛消防隊	
隊長	防災G当直職員
隊員	専任消防隊 特別消防隊 非専任消防隊 (特別警備隊)

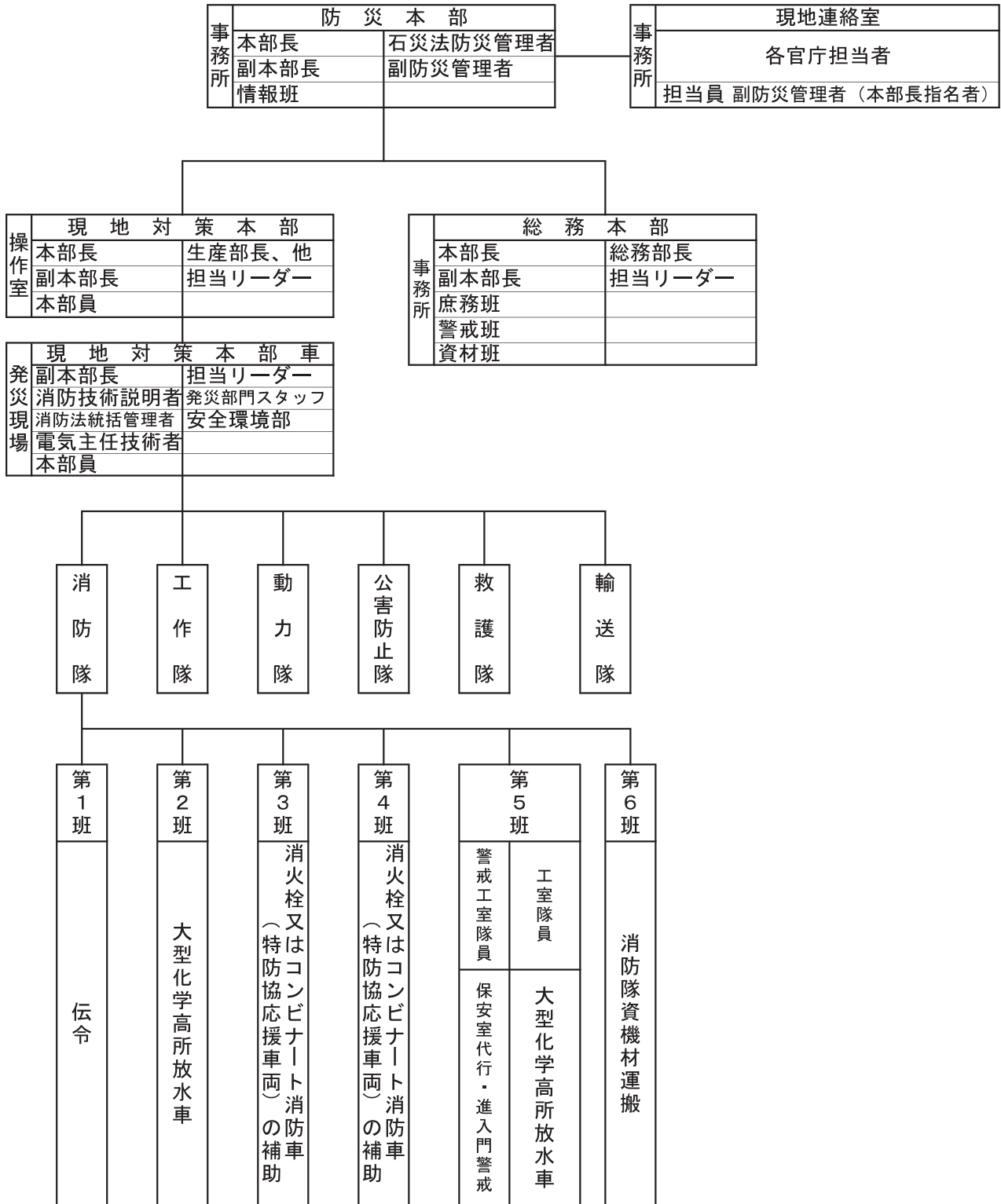
現場隊	
隊長	発災現場課長
副隊長	職長
隊員	発災現場課員 搬出班 救護班 消火班

施設隊 (後方支援隊)	
隊長	施設担当機械G長
副隊長	施設担当電計G長
隊員	設備技術機械G員 設備技術電計G員 M E C建築G員

資材調達隊	
隊長	資材調達部 SL
隊員	資材調達部員

環境対策隊	
隊長	環安・品証部員
副隊長	環安・品証部員
隊員	環安・品証部員 繊維生産技術課員

非常態勢編成表



非常動員（第一次動員、全員動員）編成表

（備考）

1. 第一次動員の編成表は1本線枠、全員動員の編成表は2本線枠を含む。
2. 次の各記号は、集合場所を示す。
 事：岩国地区：本事務所、大竹地区：MDP会議室
 災：災害現場 門：災害発生地区各門、自：自職場、健：健康管理室
 現：現地防災本部
3. 部長代理及び所長代理は、部長及び所長の所属する各本部付とする。
4. 各本部、隊、班の人員は、第一次動員発令時の出勤人員の必要人数

対策本部 事	
本部長	工場長
代行者	①安全・環境部長 ②管理部長 ③対策本部宅直者（休日の場合）
本部付	岩国大竹検査管理GL、安全・環境部長 管理部長、MC-ANAC岩国事業所長 MCOS岩国大竹事業所長、物流GL MCOSシステムセンター員、計装GL プロジェクト3TL、購買GL、購買GL 公害防止主任管理者 管理部部員、技術部部員
伝令	伝令長以下4名

班	出勤	班長	班員
現地防災本部	現	安全・環境部長	安全・環境GL
生産調整班	自	工場企画GL	工場企画GL員、品質保証GL員
情報班	災・事	生産技術GL	生産技術GL員 製造1・2部各課技術TL員
文書作成班	事	工場企画GL	工場企画GL員、品質保証GL員
調査班	事	プロジェクト3TL	プロジェクト3TL員
官庁班 (現地連絡室)	事	安全・環境G申請TL (窓口) 安全・環境GL	安全・環境GL員、 MS管理GL員、監査GL員

指揮本部 災	
本部長	製造1部長（製造2部長）
代行者	①製造2部長（製造1部長） ②技術部長 ③指揮本部宅直者（休日の場合）
本部付	（製造1部長）、製造2部長、 技術部長、MIP所長、 交替主任、生技副センター所長 製造1部支援GL、 製造部スタッフ、技術部管理GL 機械GL
伝令	伝令長以下4名（情報班より派遣）

隊	出勤	隊長	隊員
機械土建隊	災	機械1TL	機械GL員、管理GL員 土建GL、土建GL員
電気計装隊	災	電気GL	計装GL、計装GL員、電気GL員
輸送隊	災	樹脂・固形品TL	樹脂・固形品TL員、協力会社員
予備隊	災	ポリマープロセスG TL	生産技術研究所員
オイルフェンス展張隊	災	MCOS荷役課長	MCOS荷役課員
環境一般配管隊（岩国） 環境一般配管隊（大竹）	災	環境課環境係長 大竹製造課技術TL	環境課環境係員 大竹製造課1、2係員
保安隊	災	安全・環境G安全TL	安全・環境GL員
防災隊	災	防災警備部長 (副) 防災警備課長	防災警備課員 第1線防災隊員

災害現場課

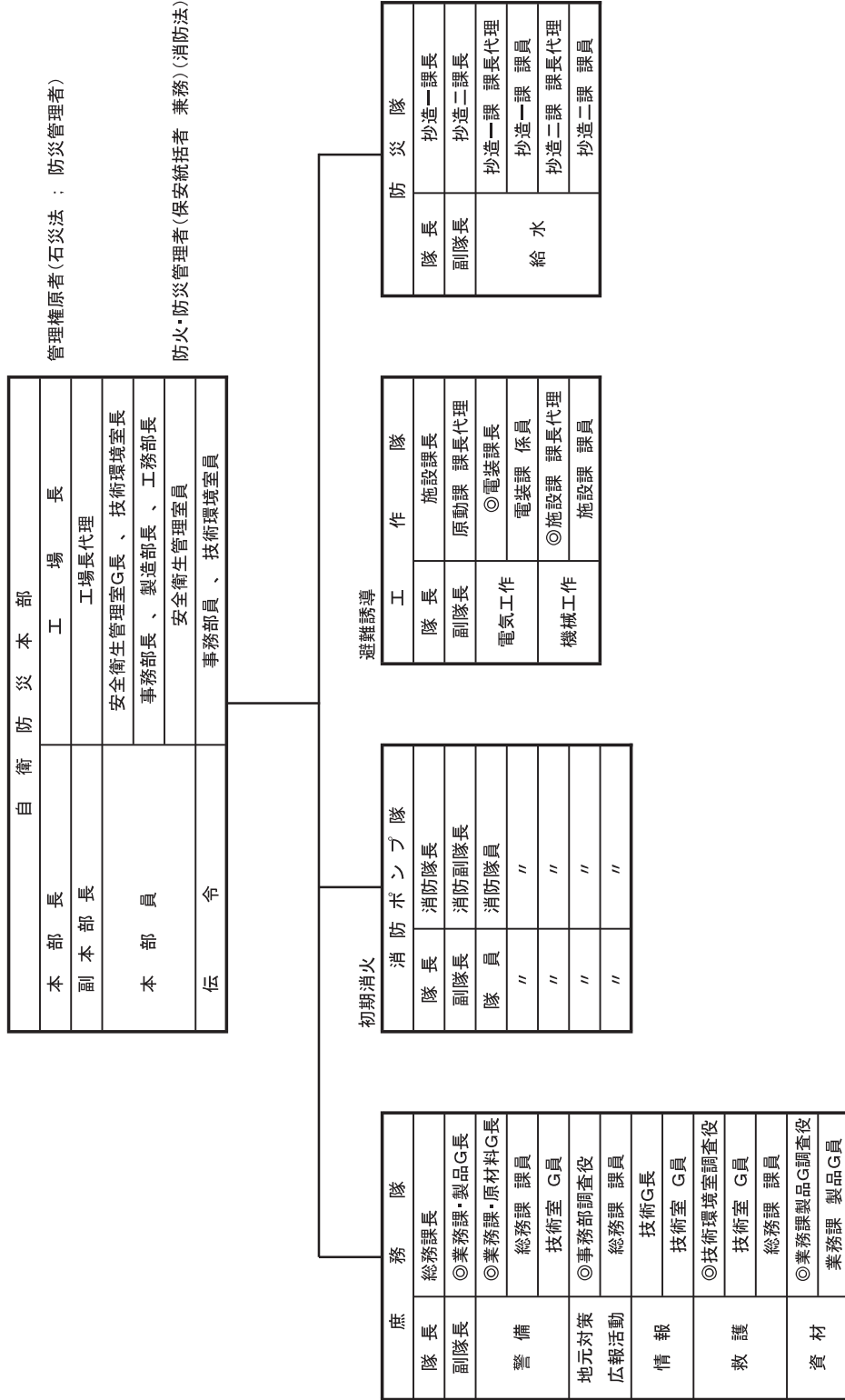
事務本部 事	
本部長	総務部長
代行者	①総務GL、②人事GL 又は、①、②に代わる総務部長 が指名する総務部管理社員
本部付	人事GL、総務GL、経理GL 総務GL員

班	出勤	班長	班員
報道班	事	総務GL	経理GL員
地域広報班	事	総務GL員	総務GL員、生技研所員 生産技術GL員、MCBS員、MCOS員
医療班	健	産業医	健康管理室員
警備班	門	MC-ANAC員	MC-ANAC員 生産技術研究所員
社員班	自	人事GL員	人事GL員、MCBS員
警務班	自	人事GL員	人事GL員
電話対応班	自	MCBS受託GL	総務GL員、MCBS員

各本部等に属する者を
除く全職場の課員全員

各自の職場

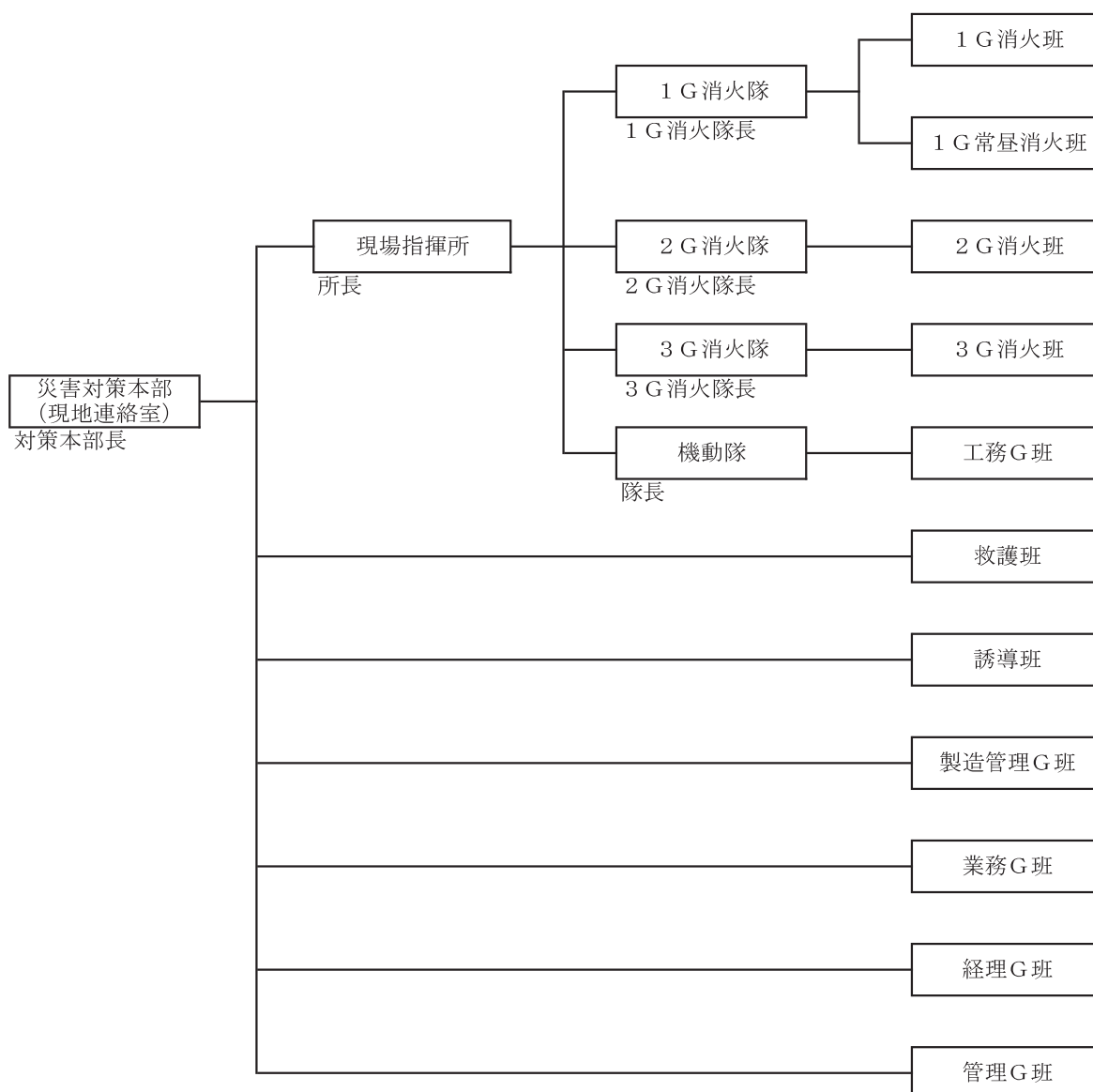
自衛防災隊編成表



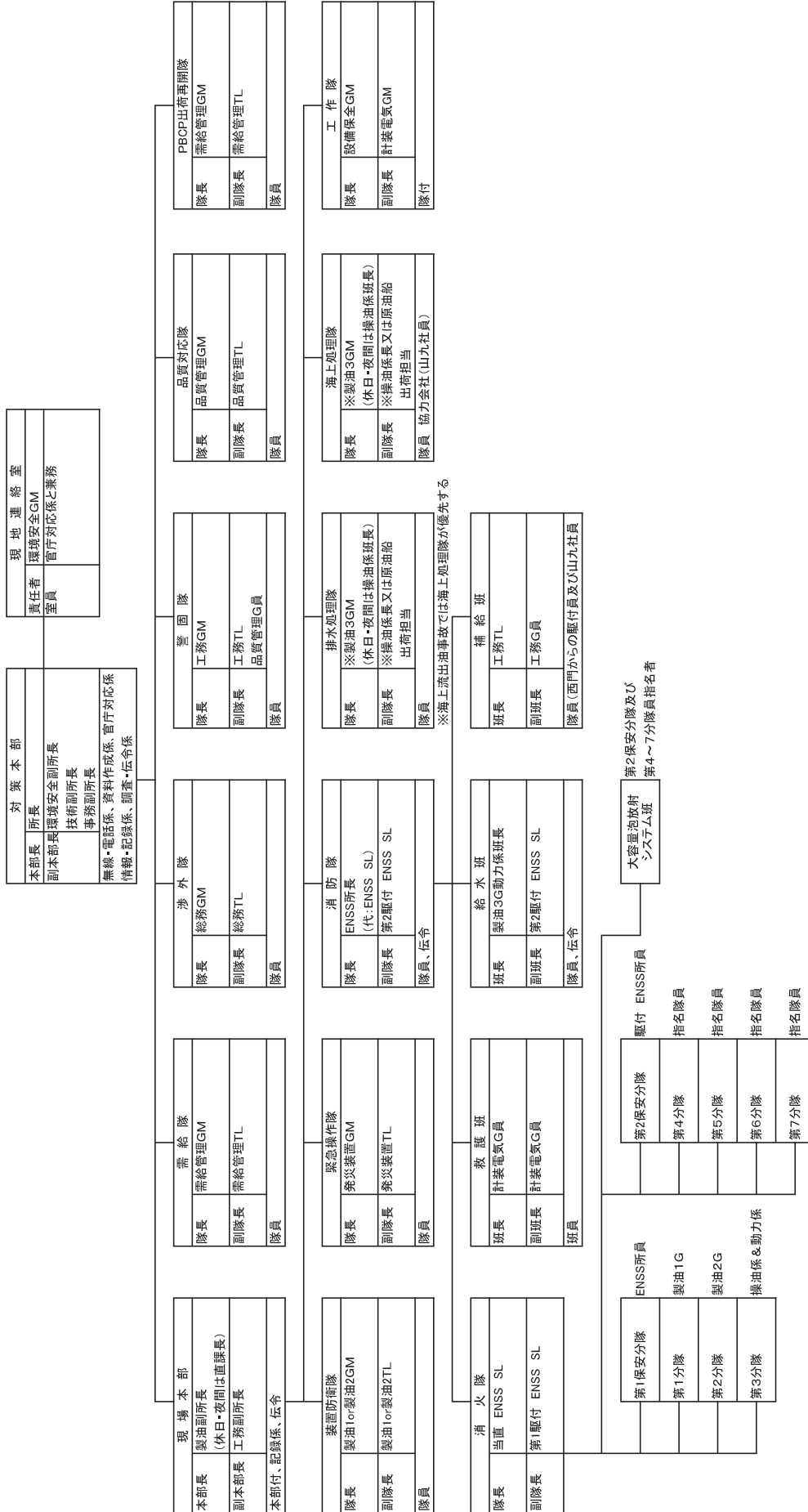
(注)1. ◎印 班長

5 大竹明新化学株式会社

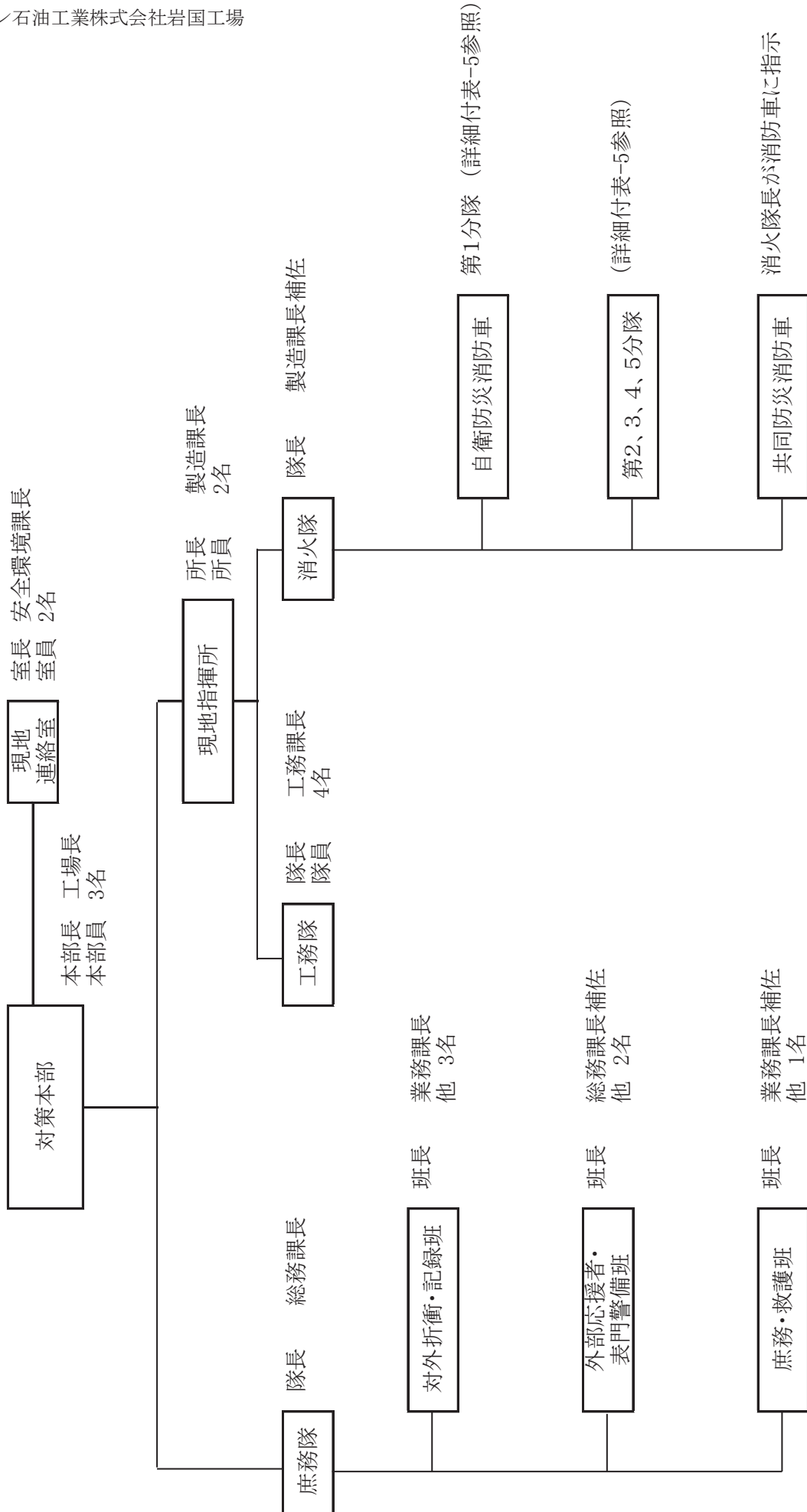
大竹明新化学株式会社自衛消防組織編成表



非常措置指令編成表



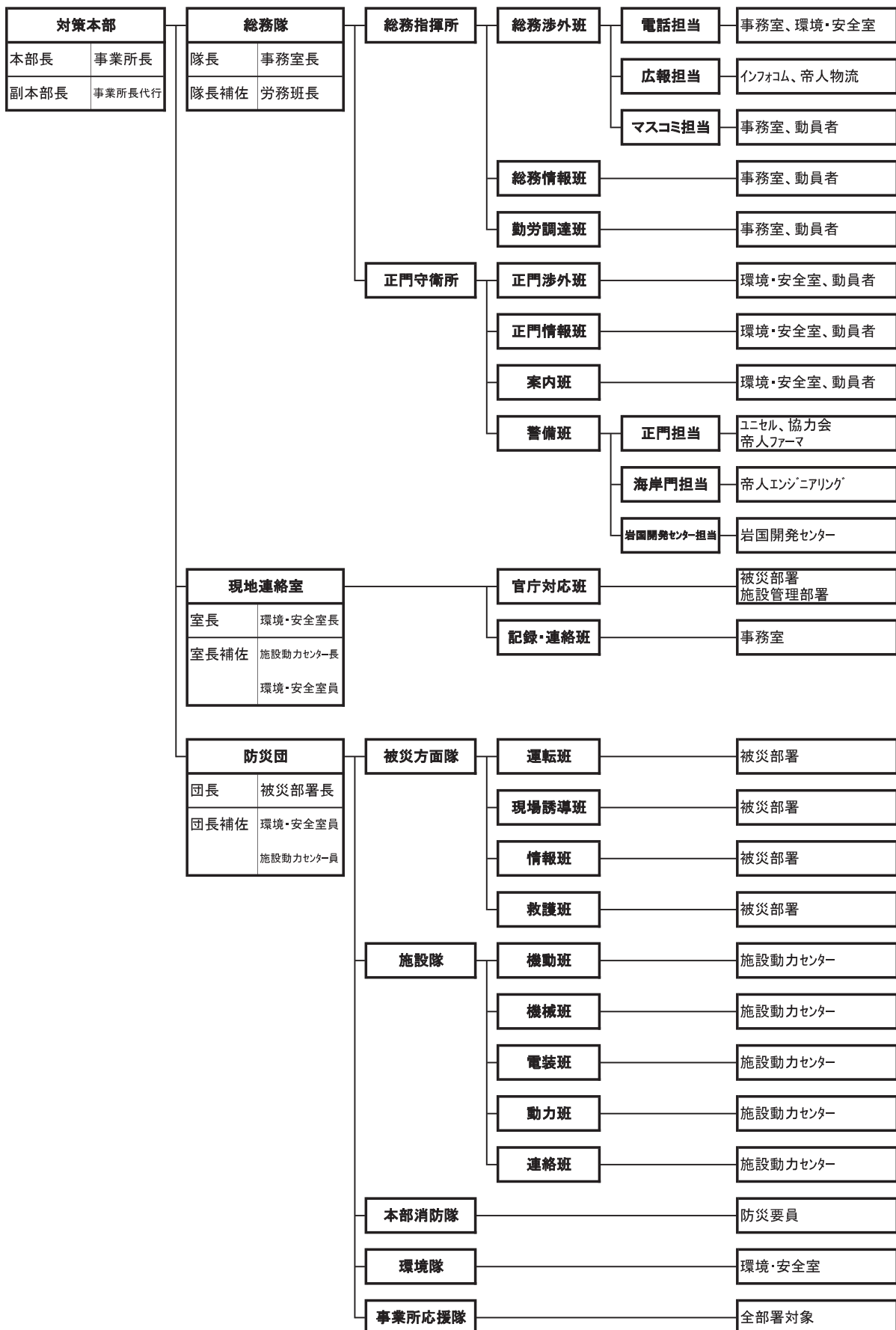
非常編成表



※現地指揮所長及び各隊長の不在時は、対策本部長が代理を指名し、任務に当たらせる。

9 帝人株式会社岩国事業所

自衛団組織図



第3節 相互応援協力体制の確立

関係機関は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、相互間の応援協力を円滑に行い、災害の拡大防止を図るため、次により応援協定の締結を促進する等、相互応援協力体制の確立を図るものとする。

第1項 特定事業者間の相互協力・応援

1 応援協定

各特定事業者は、その設置に係る特定事業所の所在する特別防災区域内の他の特定事業所において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、その特定事業所の自衛防災組織を派遣する等相互に協力して一体的な防災活動を実施するため、あらかじめ応援協定を締結し、相互応援協力体制を確立しておくものとする。

また、発災時に、近隣事業所への影響を可能な限り回避するため、日ごろから互いの災害の危険性について情報提供・共有するとともに、対応策について十分に協議すること。

応援協定の内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 応援要請の手続きに関する事。
- (2) 応援隊の出動に関する事。
- (3) 応援活動の範囲、内容に関する事。
- (4) 指揮命令系統に関する事。
- (5) 応援隊の撤収に関する事。
- (6) 応援に要する費用の負担方法に関する事。
- (7) その他必要な事項

なお、現在締結されている応援協定は次のとおりである。

名称	締結事業所名	締結年月日
相互援助協定	E N E O S(株)麻里布製油所、日本製紙(株)岩国工場、(株)ダイセル大竹工場、帝人(株)岩国事業所、日本製紙(株)大竹工場、三井化学(株)岩国大竹工場、三井・ダウポリケミカル(株)大竹工場、三菱ケミカル(株)広島事業所、ユニオン石油工業(株)岩国工場、大竹明新化学(株)	昭和 55 年 4 月 1 日
保安協定	三井化学(株)岩国大竹工場・日本製紙(株)大竹工場	昭和 44 年 12 月 1 日

2 総合防災訓練の実施

相互応援体制確立の下、特定事業所一体となった総合防災訓練を定期的実施し、一朝有事に際し有機的活動が行われるよう努めるものとする。

また、「現地連絡室」の設置運営訓練や、周辺住民への広報訓練等を取り入れ、災害時の関係機関の連携・協力体制を構築しておくものとする。

3 情報交換の活発化

災害事例、推進対策の推進状況等について情報を活発に交換し、討議することにより相互の予防対策の一助となるよう努めるものとする。

第2項 関係市町と特定事業者間の相互協力

関係市町と特定事業者は、災害発生時における防災活動を迅速、的確かつ円滑に実施するため、災害の種類、態様等に応じた防御方法及び自衛防災組織の協力方法等について具体的に協議し、相互の協力体制を確立しておくものとする。

第3項 近接県の相互応援

1 中国地方五県による相互応援

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県は、災害が発生し、災害を受けた県が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、他の県に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、応援協定を締結し、相互の協力体制を確立しておくものとする。

名 称	締 結 機 関 名	締 結 年 月 日
中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	平成24年3月1日

2 中国・四国地方による相互応援

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県は、災害が発生し、災害を受けた県（以下「被災地」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災地以外の県が相互に協力して、被災地の応急対策及び応急復旧を迅速かつ円滑に遂行するため、応援協定を締結し、相互の協力体制を確立しておくものとする。

名 称	締 結 機 関 名	締 結 年 月 日
中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県	平成24年3月1日

3 九州・山口9県による相互応援

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）において、大規模な災害が発生し、被災地独自では応急措置が実施できない場合において、九州・山口9県相互間の応援を円滑に行うため、応援協定を締結し、相互の協力体制を確立しておくものとする。

名 称	締 結 機 関 名	締 結 年 月 日
九州・山口9県災害時応援協定	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県、山口県	平成23年10月31日

4 全国47都道府県による相互応援

全国47都道府県は、災害が発生し、災害を受けた県が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災地以外の県が相互に協力して、被災地の応急対策及び応急復旧を迅速かつ円滑に遂行するため、応援協定を締結し、相互の協力体制を確立しておくものとする。

名 称	締 結 機 関 名	締 結 年 月 日
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国47都道府県	平成24年5月18日

第4項 関係市町と近隣市町村間の相互応援

関係市町は、近隣市町と応援協定の締結を促進し、広域的な応援体制の確立を図るものとする。

なお、現在締結されている応援協定は次のとおりである。

名 称	締 結	市 町 村 名	締 結 年 月 日	
相 互 応 援 協 定	大 竹 市	広 島 県 広島県全市町及び 全消防一部事務組合	平成22年3月16日	
		山 口 県	和 木 町	平成20年2月12日
			岩 国 市 岩国地区消防組合	
	和 木 町	大 竹 市	平成20年2月12日	
		岩 国 市		
		岩国地区消防組合		
	岩 国 市	大 竹 市	平成20年2月12日	
		和 木 町		
		岩国地区消防組合		
	岩国地区消防組合	大 竹 市	平成20年2月12日	
		和 木 町		
		岩 国 市		
		周 南 市	令和5年3月2日	
宇部・山陽小野田消防組合				
下 関 市		平成2年10月31日		
柳井地区広域消防組合				
光 地 区 消 防 組 合				
		広 島 市	平成29年8月28日	

第5項 石油基地自治体協議会加盟団体の相互応援

石油基地自治体協議会に加盟する団体が、その地域においてコンビナート事故等、住民の安全を脅かす危機事象により被災し、被災団体独自では、十分な応急措置ができない場合に、相互に応援協力し、被災団体への災害対応を行う。(応援の単位は、災害の規模、時間的経過に応じてスムーズな応援を行うため、加盟団体を次表のとおり5つのブロックに分ける。)

ブロック(都道府県)	市 町	締 結 年 月 日
①北海道, 青森県, 秋田県, 岩手県, 山形県, 宮城県	室蘭市, 釧路市, 苫小牧市, 伊達市, 石狩市, 北斗市, 青森市, 八戸市, 秋田市, 男鹿市, 久慈市, 酒田市, 仙台市, 塩竈市, 多賀城市	平成23年7月12日
②茨城県, 千葉県, 神奈川県	北茨城市, 市川市, 市原市, 袖ヶ浦市, 横浜市	
③新潟県, 富山県, 石川県, 愛知県, 三重県	新潟市, 富山市, 金沢市, 半田市, 碧南市, 東海市, 知多市, 四日市市	
④大阪府, 和歌山県, 岡山県, 香川県, 愛媛県	堺市, 泉大津市, 松原市, 高石市, 海南市, 有田市, 倉敷市, 玉野市, 坂出市, 松山市	
⑤広島県, 山口県, 福岡県, 大分県, 熊本県, 鹿児島県, 沖縄県	大竹市, 下関市, 宇部市, 周南市, 防府市, 岩国市, 山陽小野田市, 和木町, 北九州市, 中間市, 大分市, 八代市, 鹿児島市, うるま市	

第6項 海上保安部(署)と関係市町の相互応援

現在締結されている応援協定は次のとおりである。

名 称	締 結 機 関 名	締 結 年 月 日
消 防 相 互 応 援 協 定	岩国海上保安署・大竹市消防本部	昭和45年12月1日
	岩国海上保安署・岩国地区消防組合	平成10年4月9日

第7項 広島県と広島県内全市町間の相互応援協定

広島県及び広島県内の全市町は、広島県内で災害が発生し、災害を受けた市町が独自では十分な応急措置ができない場合に、広島県内の他の市町に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他の都道府県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、応援協定を締結し、相互の協力体制を確立しておくものとする。

名 称	締 結 機 関 名	締 結 年 月 日
災害時の相互応援に関する協定	広島県、広島県内全市町	平成8年12月2日

第8項 特定事業所及び関係企業等相互間

名 称	締 結 機 関 名	締 結 年 月 日
災害発生時の大容量泡放射システムの緊急輸送に関する協定	西中国・北部九州地区広域共同防災協議会会長、山口県トラック協会会長	平成20年10月7日

第4節 石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置

特別防災区域に係る防災に関し、研究協議し相互の連絡調整を図るため、石油コンビナート等特別防災区域協議会の行う次の事項について、関係機関はその運営に関し、積極的に協力するものとする。

- 1 災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成
- 2 災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究
- 3 特定事業所の職員に対する災害の発生又は拡大の防止に関する教育の共同実施
- 4 共同防災訓練

当特別防災区域における協議会の設置状況は、次のとおりである。

名 称	構 成 事 業 所	設 置 年 月 日
岩国・大竹地区特別防災区域協議会	E N E O S(株)麻里布製油所、日本製紙(株)岩国工場、(株)ダイセル大竹工場、帝人(株)岩国事業所、日本製紙(株)大竹工場、三井化学(株)岩国大竹工場、三井・ダウポリケミカル(株)大竹工場、三菱ケミカル(株)広島事業所、ユニオン石油工業(株)岩国工場、大竹明新化学(株)	昭和53年6月1日